

第百四回国会 科学技術委員会 議 録 第 八 号

(二二二)

昭和六十一年四月十五日(火曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 大久保直彦君

理事 小宮山重四郎君 理事 塚原 俊平君

理事 平沼 超夫君 理事 与謝野 馨君

理事 小澤 克介君 理事 関 晴正君

理事 矢追 秀彦君 理事 小淵 正義君

有馬 元治君 櫻内 義雄君

若林 正俊君 大原 亨君

八木 昇君 安井 吉典君

遠藤 和良君 山原健二郎君

出席國務大臣

國務大臣 河野 洋平君

科学技術庁長官 山田 勝久君

出席政府委員

防衛庁参事官 筒井 良三君

防衛庁整備局長 山田 勝久君

科学技術庁長官 矢橋 有彦君

科学技術庁計画局長 長柄喜一郎君

科学技術庁研究調整局長 内田 勇夫君

科学技術庁振興局長 藤咲 浩二君

科学技術庁原子力局長 中村 守孝君

科学技術庁原子力局長 中村 守孝君

外務大臣官房審議官 渡辺 允君

外務大臣官房審議官 松田 慶文君

委員外の出席者

防衛庁長官官房防衛審議官 小池 清彦君

防衛庁防衛局防衛課長 宝珠山 昇君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

研究交流促進法案(内閣提出第七四号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、研究交流促進法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○八木委員 私は、科学技術庁長官に基本的な点

二、三点をまず最初にたざしたいと思うのでござ

います。

もともと科学研究の問題あるいは研究公務員の

問題等が問題となってきた契機は、十年ほど前

でございますが、ユネスコの科学研究者の社会的地

位に関する勧告というものが、日本政府も批准

したと思うのでございますが、その後日本学術

会議が、科学研究基本法の制定について、ある

いは研究公務員特例法の制定について等、逐次

勧告をしてきた。ところが今度の交流促進法は、

これらの方向に合致していないと私は思うので

ございます。またその後、臨時行政調査会とかあ

るいは臨時行政改革推進審議会等の答申もなされ

わけてございまして、その答申とも今度の法案は

内容が随分すりかわつておるといふふうに思

います。なぜそうなのですか。

臨時行政調査会の第三次答申は、冒頭に「基本

的な考え方」として次のように述べておられる

です。我が国の科学技術研究は、自主的、創造的

研究が十分でない。また、研究開発を推進する

各省庁、各機関のセクショナリズムがある。総合

的、効率的に研究開発を推進するという点で必ず

しも十分でない。この点、一層効率的、重点的な

研究開発を推進すべきだ、こうなつておるわけ

ですね。また、臨時行政改革推進審議会答申の中

の研究交流促進法の制定をすべきだといふところ

項には、研究交流の位置づけ、研究交流の促進方

策及び国の役割等を規定せよ、こういうふう

に書いてございまして。そうならない。今度提出

された法案は、国と国以外の者との間の交流

促進ということに限定されておるし、あるいは民

間や外国に対する特許権問題等がこれに若干加

つておるものとなつておるのですが、なぜそう

うふうになつたのか、なぜこういう法案になら

ざるを得なかつたのか、ほかにもたくさん聞

きたいと思つておりますから、できるだけ簡潔に

お答えいただきたいと思います。

○河野國務大臣 研究交流促進法案を御審議を

いただきます。つきましては基本的なことをお尋

ねいただきますので、若干基本的な問題について

お答えを申し上げます。

まずその目的は、先生御承知のとおり、我が

国の状況は自然的な資源に決して恵まれてゐる

とは言えません。そういう我が国の置かれてゐる

条件の中で知的な資源というものを育てていかな

ければいけない、そして創造性豊かな研究開発

を推進していくことが重要だ、こういうことはど

なたも御異論のないところだろうと思つてござ

います。しかし一方で、その創造性豊かな、ある

いはレベルの高い研究といふことを目指しますと、

非常に複雑な、あるいはレベルの高い分野にた

がら研究をしなければならぬといふことになる

わけでございます。その結果、研究組織の枠を

超えた交流が必要になつてくる。その交流を積極

的に推進するために、資金でございまして人材

でございまして、そういうふうな研究資源

の効率的、効果的な活用が求められるといふ

ふうに思つてございまして。

こうした要請にこたえるためにこの法律案を御審議をいただいているわけでございまして、この法律には、国の行う研究交流に関し、かねてより指摘されていた公務員制度でございまして、あるいは財産管理上の隘路といったようなものを是正するための特例措置を定めることを目的としてあるわけでございまして、先生が御指摘になりましたいろいろな問題については、さらに私どもとしては閣議におきまして運用等については定めていかなければならない問題もある。ただ、この法律は、それぞれの場面におきます隘路を取り除くということをまずこの法律でやらせていただきます、こういうことでございまして。

○八木委員 ただいまの答弁では私としては納得いきかねるのでありますけれども、国の研究機関同士の活発な交流とか、あるいは共同研究とかという点が非常に重要だと思えます。その点、ただそういうふうな今後は努めます、あるいは政令とかその他で規定しますとかと言いましても、なかなかそうはいかないのでありまして、やはり法においてそれらが明記されなければならぬというふうに考えるわけであります。

それはともかくといたしまして、今度の法案には大学関係は外されておるわけであります。各種の答申を見ますと、産学官共同、産学官、こうなっておりますが、その学というのは外されておるわけなんです。その点については一応おくといたしまして、これにかわつていいますか、かわつてというわけでもないでしようが、防衛庁関係が挿入されておる。これは一体どういうわけかという点を若干たしたいと思うのであります。

まず経過について伺いたしますが、私が把握をしておるところでは、今度の法案を策定するに当たつて、九月の末ごろに第一次の一案といひますか、そういうものが、各省庁協議をされたと思うのですが、一応まとめられた。それが今度は、十月の末に第二次の案というものがまとめられた。十二月の中旬ごろに第三次の案がまとめ

られ、こしに入つて二月の六日ごろに第四次の案がまとめられた。一連のそういう各省庁との協議の中でまとめられてつと逐次来たわけですが、防衛庁関係というものはすべて入つていないのですよ。

それが二月の二十五日ですか、条文化されたものの案というものが初めて出たようでありまして、その際に突如として防衛庁の職員、防衛庁のいわゆる研究機関というものをこの法に言う研究機関にする、防衛庁の職員あるいは自衛官等も研究公務員ということにする、この法の中に入つてきた、こういうふうな私どもは事実経過を一応把握しておるわけですが、なぜ突如としてこういうことになったのか。その際、どういう協議がどういふメンバーによつてなされ、そしてまた防衛庁がこの法の中に入つてくるについて、どこからそういう動きとか要請とかいうか、そういうものがなされたか。これは私は高いレベルのところからだ、こういうふうな思ひますがね。

しかも、二十五日の案の場合から三月十日の案になると、防衛庁の扱いの部分が少し違つてきておる。最初はつと一連のものであつたのが、いわゆる研究公務員というところの項、それを二つに分けて防衛庁関係は第二号というふうにした、こういうふうになつてきておるわけでありまして、一番最後のところで、十条というのがまた一番土壇場の最後の閣議決定の際に加わつておる。この十条の件は、私の質問の一番最後のところで時間があればたしたいと思つておりますが、事実経過は以上のとおりでしようか。どうしてこういうことになったのか。そうして、こういうことになったについてはどういふところから働きかけあるいは要請、あるいは私どもは圧力と思ひますが、圧力が加つたのか、その点大臣、さらに具体的な点についてはあるいは局長でも結構です。

○河野国務大臣 先生御指摘でございしますが、この法律は、御案内のとおり各省がそれぞれ研究に

従事する部門を持ち、人間を持つてゐるわけでございまして、それぞれの役所がそれぞれ研究に従事している人たちの研究交流を促進するための隘路というものがどこにあるか、通産省には通産省の、あるいは文部省には文部省の、あるいは防衛庁には防衛庁のそれぞれ研究に従事している人たちが、交流を促進するためにこういうところを直せばもっと交流が進む、あるいはこれが隘路になつてうまく進まないというふうなことを、それぞれの役所がそれぞれの立場で考えておられたわけでございまして、その中から一番問題になつてゐる人間の交流あるいは財産の管理という部分を取り出して一つの法律にまとめたということでございます。防衛庁を取り出して、防衛庁だけ特別にこれが入つてゐるのはいかゞどうかという御議論は、私はどうもいかゞと思つておるわけでございます。他の役所もそれぞれいろいろ議論があつたわけでございまして。前回の委員会でも申し上げましたけれども、文部省については、この部分はもう既に文部省として教育公務員特例法でございまして、特別の法律でカバーしておるといふふうにおつしやる役所もございまして、我が方はこれをもう少しやらなければいかぬとおつしやる役所もあつたわけでございまして、防衛庁だけを取り出してこの問題がいかゞかといふふうには私も考えなかつたわけなんです。

ただし、防衛庁の場合には、先生も御承知のとおり、一般職ではない特別職ということもございまして、それから、それをどういふふうな法律の中に当てはめていくかということで、立法上の問題としてはいろいろ議論があつたわけでございしますが、考え方といひましては、どこを入れる、どこをいれないといふことではなくて、研究に従事する公務員の研究をスムーズに、より効果的にやるためにどうするかということがこの法律をつくるうと努力してきたわけでございまして。経過は多少あるかと思ひますが、その点は局長から御答弁をさせていただきますと思ひます。

○長柄政府委員 この法案、行革審答申で科学技術

術庁が中心になつて関係省庁と相談しながらまとめていけという指示を受けましてから、科学技術庁を中心に検討してきたわけでございしますが、当初から、研究を行つていらつしやいます国の研究者の方、これを幅広く対象にするという考え方でつと来たわけでございまして。ただ、検討に際しましていろいろな案があり得るわけですが、防衛庁の研究者の方は特別職である、その他の省庁の研究者は一般職であるといふふうなことでございまして、同様の一つの法律で規定した方がいいのか、別の法律でやつた方がいいのかといふうなことを立法技術として検討したのは事実でございます。これは、防衛庁職員については他の省庁の研究者と同様の扱いをするというのは当然のことでございますけれども、あくまで立法技術というところでいろいろの双方の案について検討して、その結果、今提案させていただいておるやうに、一つの法律で取り扱うということになつたものでございまして。

○八木委員 そのように答えるしかないのではありません。しかし本来、ただ科学技術といひましても、軍事技術といひましても、武器技術といひましても、本質的に違ひません。一般の科学技術といふのは、人類社会の幸福、そういうもののためにやるものでございまして。

そこで、防衛庁関係も込みになつて全く同じ扱いということになりますと、非常に性格が違つてくると思ひます。現に防衛庁幹部がどういふうなことを言つておるかといひますと、国会でもたびたびいろいろな場で答弁をしておると思うのですが、私は一、二の議事録を調べてみたのです。防衛庁の幹部は、技術は本来、民需用の民間技術と軍需用の武器技術に分けられる、それはそうであるけれども、双方に共通する汎用技術というのがあるのだ、今ではこの部分がどんどん広がつてきており、武器技術と民間技術の境界といふものはなくなつてきておる、こういうことを言つておるわけなんです。そうなりますと、我が国における軍

○山田(勝)政府委員　ただいま八木先生のお話にございましたように、我が国は平和憲法のもので専守防衛に徹しております。近隣諸国に軍事的脅威を与えることなく、また、非核三原則を堅持するということにいたしておるわけでございます。必要最小限の自衛力を持つと同時に、また、日米安保体制を維持するということによりまして我が国の基本的な防衛政策ができています。そういうことでございますから、私も防

○八木委員 潜水艦は紛れもなく有力な武器でございませう、これは非常に重大な問題でございませう。今原子力船「むつ」が、長年かかって船舶用の問題でとんざしてゐる。これはいわゆる軍事用に使ふものじゃないのだからということで研究開発を進めておるわけですが、一般的になつてきたからあしたから日本も原潜を持つといつたつて、それはできないでしよう。自主開発による原潜でなくとも、とりあえずはアメリカの原子力潜水艦を購入するということにすると、やはり相当研究をしておかなければならぬ、客観的にはそう思われますね。そうすれば、防衛庁は原潜について基礎的な研究もやっておるということですか。潜水艦に限りません、ほかの一般の軍艦でも。

○山田(勝)政府委員 端的に答えますと、原子力潜水艦、あるいは護衛艦を原子力で推進するという研究を行つてゐるわけではございませう。
○八木委員 ちよつと聞き漏らしましたが、今はやつてないということですか。
○山田(勝)政府委員 やつておりません。
○八木委員 近い将来は。

○山田(勝)政府委員 将来のことは今ちよつと回答できないわけですが、それは先ほど私御答弁をし、また先生も指摘のように、原子力による推進が一般的になつてきたという状況においては、私も自衛隊がこれを推進力として使つてもいいのではないかと、こういう政府の統一見解の方針によると思ひます。

○八木委員 質問点を他に移します。
今防衛庁の技術研究本部が力を入れて研究しておる事項、事柄について若干伺ひたいのですが、技術研究本部というのは相当な研究機関だと思ひます。第一研究所から第五研究所まであつて、それぞれの分野別に研究をしておるようでありませう。そしてまた近年、自主開発した主要な装備もほとんど民間の三菱重工とか三菱電機とか川崎重工とかいふものに委託してやつておられるようであ

あります。五十七年から六十年の間までの主要な研究開発事項というのを私ちよつと把握いたしましたが、本年度、昭和六十一年度から始める主要な研究開発計画の具体的な内容を簡潔に明らかにしてくれませんか。

○山田(勝)政府委員 防衛庁の技術研究本部の総予算をちよつと申し上げますと、六十一年度予算におきましては六百五十三億円でございまして、防衛庁予算全体に対する比率は一・九五%でございませう。アメリカ、NATO諸国は大体それが一〇%を若干超えてゐる状況でございませう。

さて、五十七年度から六十年度いろいろ新しい研究をやらせていただいておりますが、六十一年度におきましても、先般お認めいただきました予算によりまして新しく始めるものが幾つかございませう。

三つばかり挙げさせていただきますと、一つは、陸上自衛隊でございませうが、師団が持ちますところの対空情報処理システムというものを六十年年度から六十四年度の四年間で行いたいということにございませう。二番目が艦、先ほどの護衛艦でございませうが、護衛艦から艦艇の脅威に對して使ひますミサイル、この研究を六十年年度から六十五年までの五カ年間にわたつて行いたいと思つております。三番目が、格闘戦用ミサイルといひますか、戦闘機が持ちます空対空ミサイルでございませうが、一九九〇年代の脅威となる航空機に有効に對処するために新しく格闘戦用のミサイルを開発したい。これは六十年年度から六十四年度の期間開発をいたしたい。この三つが新しく御提案をし、やりたいと思つてゐるものでございませう。

○八木委員 五、六年前からさらに以前の分はざつとしか見ておりませうけれども、専守防衛といひながら、全体として非常に内容が拡大されてきておるというふうな私どもは見ておるのですが、客観的に見ればそうなんです。具体的には、この後二つばかりについて聞きます。

今の点とちよつとずれませうけれども、先ほど科

学技術庁の方からは答弁がございましたが、防衛庁の技術研究本部は、各行政省庁の研究機関あるいは大学の研究機関等との交流等は現在まで行われておるのか行われていないのか、将来どう考えておるのか、ちよつとそれを先に答えてくれませんか。

○山田(勝)政府委員 ただいま技術研究本部が話題になつておりますので、技術研究本部と民間あるいは他省庁、大学あるいは外国との研究交流の実態について申し上げます。

技術研究本部は、諸外国の技術の動向というのに対応することができるよう、装備の質的な充実に上を國つていく目的あるいは役割がございませうが、そのために研究者の能力向上あるいは新しい技術の習得という観点から、研究員を国内外の大学等において研修をさせている次第でございませう。過去五カ年間のデータを申し上げますと、外国の留学研修が十一名、国内の大学研修が十三名、民間の企業にお願いをして研修してもらつたのが十七名ということにございませう。なお、他省庁への出向例はございませう。

○八木委員 今後はどういふ考えか。
○山田(勝)政府委員 今後は今後のことでございませうが、これがどのくらいのスケジュールで拡大するとか、あるいは横ばいでいくとかいふことをまだ特段決めてゐるわけではございませう。

○八木委員 拡大させたいという気持ちを持つておるのでしょうか。
○山田(勝)政府委員 世界あるいは日本におきましても科学技術の進歩というものは非常にスピーディーなものになつておりますので、私もいろいろある機会に技術研究本部の研究員の質的な向上を図るという意味では、必要があればまた増強したいし、しかし予算との関係、ほかにもどのくらいの技術水準があるか、私どもの習得したい技術はどういうものであるかということに依存しておりませうので、ただいま予算することはできません。

○八木委員 そこで先ほど来質問に返りますと、今防衛庁が研究開発をしておるものに地対艦

誘導弾というのがありますね。あるいは新しい対潜ヘリコプター艦載型システムの研究開発というのがありますね。それぞれ別のものですか、それそれについて聞くべきですけれども、時間の關係で一括して聞きます。

地対艦誘導弾ということになりますと、艦からのミサイル攻撃、それはどこの國を仮想敵國として想定をしておられるのか知りませうけれども、何も日本海側の軍艦からミサイルが飛んでくるとは限らないのであつて、太平洋側もある。太平洋は物すごく廣大で、相手方は長距離を飛ばすミサイルを持つておるわけですから、そういうふうな考えますと無限に広がつて、いわゆる射程距離というものは無限に長距離化していくのではありませうか。ある段階まで長距離化すれば沿海州にも達するわけで、そういうものをもう具体的に研究でなく開発にかかつておるということですが、この点についての考えをお伺ひいたしたいと思ひます。

それから対潜ヘリコプター艦載型というならば、それは軍艦に載せるわけですから、普通の軍艦ではない。いわゆる空母というものはヘリコプターを載せるのじゃなくて飛行機を載せるものだ、こ

ういふふうな言われ方もわかりませうが、しかしやつぱりある種の小型空母である。空母なんというふうなものは持たないというのがこれまでの防衛庁の態度でしよう。そうすると、それは言ひながらもこれは逐次拡大していく、軍事技術というものは大体そういう本質を持つておる、そのように私は思ひますけれども、それらについて、きょうのところは一応問題点を指摘しておるわけですから、端的にお答えいたしたい。

○山田(勝)政府委員 先生御指摘の前後の地対艦誘導弾について申し上げたいと思ひます。

端的に申し上げますと、地対艦誘導弾は五十七年度から技術研究本部で開発を行つておるものでございまして、これは我が國に對する海上からの武力攻撃に際しまして、できるだけ水際、海岸線

以遠におきましてこれを阻止排除いたしまして、

国土に戦艦が及ぶのを最小限に食い止める、こういう目的を持ちまして開発を進めているものでございます。そして、これはいわば海岸線から撃つのではなくて、内陸部から発射可能なミサイルとして開発をしているわけでございます。つまり、自分も身を守る必要がある、それを海岸線でございますと発見されやすい、したがって、山の陰とか、かなり内陸部におきまして発射をする、そういうものでございます。したがって、普通通洋上で使用する、あるいは水際、つまり海岸線から使用するものよりは少し長目の射程距離が必要だというわけでございます。私も、明確な射程距離をここで申し上げるわけにいきませんけれども、運用構想ということから見ますと、射程は大体百数十キロメートルとするということでございます。

それから、さらにこれを拡大するのではないかとこの御指摘がございましたけれども、現在のところ、この射程を延ばすための研究あるいは計画というものはございせん。いずれにいたしましても、他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるようなものの整備を保有するということは全く考えておりませんで、常に私どもは専守防衛ということを願っております。

後段の対潜ヘリコプターにつきましては、防衛課長からお答え申し上げます。

○宝珠山説明員 御説明いたします。

海上自衛隊は、約二百機の対潜ヘリコプターを持つことを目標にいたしておりますが、現在DASH2という、昭和三十年代に開発されたもので四十年代に若干の改修をしたものを使っております。

その対潜ヘリコプターの能力について見ますと、原子力潜水艦の増大など近代化された潜水艦に対して十分な対潜能力を持ち得ない状況が予想されております。そういうことで米国で使っておりますヘリコプターを導入いたしまして、それを日本の運用構想に適した対潜ヘリコプターとして研究しているものでございます。これは比較的小

型の護衛艦に一枚ないし二枚三機搭載いたしまして、対潜作戦、対潜捜索あるいは情報処理などを行うことを目的としておられるものでございまして、御指摘がございましたような他国に攻撃的な脅威を与える、そういう空母というものはおおよそ概念を異にするものでございます。

また、そういうものを持つ考えがあるかということでございますが、現在そのような考え方を持っておりませんし、かねてから攻撃的、侵略的脅威を与える武器を持たないという範疇でいきますと、そういうものを我が国の防衛政策として持たないという考え方に立っているものであります。

○八木委員 そこでこの際、科学技術庁長官、長官が答えられなければ局長でも結構ですけれども、今度の促進法の制定によって今の軍事技術との関係について我々が非常に懸念をしておるというの、先ほど来再三言っているところなんです、軍事技術の研究開発は、戦後四十年、平和憲法下にもかかわらず我が国でも相当進んでおるわけですね。そして、自主開発してほとんど兵器が製造されておるだけではなくて、アメリカからの非常な高性能の戦闘機の航空機についても、それはアメリカのライセンスによるのですけれども、もうほとんど全部と言っているほど国内製造もしておる、現実には実用化しておるわけですね。ごく一部の心臓部分の、向こうが軍事機密として出せないというような部分は向こうで製造したものがあるというところはあります。そういうけれども、もういふに今進んでおる。それへもつてきて、本法が制定され、防衛庁の関係の研究開発もこの中にミックスされる、こういうことになる、非常な懸念を覚えるわけでございます。

それで、直接各省庁の研究機関が防衛庁の研究機関と共同研究とか共同開発をするとかというようなのはこれまでもなかったし、それから今後ともそのような考えはないという答弁はありましたけれども、しかし、私も素人の頭で考えてみたのです。例えば防衛庁はほとんど民間に研究開発を委託しておるわけです。そうすると、各省庁

の研究機関は民間にはほとんど行けるということになるわけですね。いろいろな退職金規定やその他も改善して、どんどん行きやすくなるようにするわけです。それに今度は、これまでは民間の機関に意向をするという場合、各省庁の研究機関の研究員が個別の企業に意向するということがなかったのだと思います。研究組合というものをつくり、そしてそれが公益的に必要性があるというのに限っていたと思うのですけれども、この法ができると個別企業にも意向できるわけでしょう。そうすると、一方防衛庁が個別企業に一つの軍事研究開発の委託をしておる、それに関してほかの省庁の研究公務員がそこへ行くということはあり得ますね。そんなことは絶対にありませんか。

○河野国務大臣 専ら防衛の技術を開発する作業は、先ほどから御答弁申し上げておるのとおり、防衛庁の所管にかかわるものでございます。この法律の御審議に当たりまして、この法律ができ上がった場合に専ら防衛にかかわる技術の開発にドラッグがかかるのじゃないか、こういう御指摘がいろいろありますが、私は、防衛技術の開発がどのくらいスピードでどの範囲で行くかということ、これは防衛政策上の問題であって、この法律ができるから範囲が広がるとか勢が増すとかというところではない、これはすぐれて防衛政策がそれらの枠をつくり、問題を整理していくということであって、この法律がそうしたものに直接影響を与えるというのではないと思っております。

繰り返して申し上げて恐縮でございますが、この法律は特定のプロジェクトを考えてつくられておるものではないと申し上げて、極めて一般的に法制上の隘路をまず取り除くということにこの法律の目的があるというのを私から御答弁をさせていただいて、具体的な詳細は局長から申し上げたいと思っております。

○長柄政府委員 御指摘のとおり防衛庁と共同研究ないし委託研究をやっている民間企業があったとしまして、そこに民間企業に対してほかの省庁の研究者が行くかどうかという御質問かと思いま

すけれども、各省庁それぞれ所管の研究施設の設置目的というものを持っております。それから、交流することによって自分の方のメリットがあるかどうかというようなことは当然考えて交流するわけでございます。したがって、一般の省庁と防衛庁の共同研究、相手方の民間企業と交流することについても、おのずから限界があるというように考えております。

○八木委員 おのずから限界があるというのは、非常に意識的にぼかした答弁をしておられるように私は勘ぐるのですけれども、本来は、私はそういう科学技術者ではありせんからわかりませんが、ただ私どもが見ているところでは、科学のみならずかもしれない、研究者というものは、最も先端的な技術についてはやはり研究したいというふうに思います。それは研究者だけでなく、エンジニア一般もそうなんです。例えば私は元来電力会社の出身ですけれども、原発がつけられた当初、電力会社の電気技術者の中に、自分分は原発には反対なんだ、しかし先端的なものであるからこれは行きたい、家内は猛反対をしておるけれども仕方ない、私のはるか後輩の人々ですけれども、そういう話を私なんかにもよく述べ懐いたりしたものです。そうすると、本人から希望をするという場合もありましようね、こういう企業に意向したいとか。いろいろなことが考えられてきます。各省庁の研究所の方から事実上強制的におまえそこへ行けということでもなく、そういうことは考えられませんか。

○矢橋政府委員 若干繰り返して恐縮でございますけれども、科学技術庁から民間へ出向させる場合には、先ほど申し上げました科学技術庁設置法の任務の範囲内の場合に限ってこれを認めるという方針でございます。したがって、先ほど来先生御懸念の点はないかと存じます。ただ、これは詳しくは防衛庁の方から御説明をいただくべきことではございますが、防衛庁の方でもいわゆる汎用的な技術研究をやっておられる向きもござい

ますので、そういうケースについては理論的にあ

り得るかなと思っておりますけれども、いずれにせよ科学技術庁は科学技術庁設置法の任務の範囲内での休職出向を認めるという方針で臨みたいと考えております。

○八木委員 では、これは議事録に歴史的に残りますから、そのような答弁で、きょうのところはそれ以上の質問はいたしません。

そこで、これまでの一連の質問の推移と多少は趣を異にしますが、この際聞いておきたいと思うのです。

いわゆる攻撃的な戦力、防衛的な戦力という戦力一般ではなくて、これをもっと狭めまして、攻撃的兵器というものと防衛的あるいは防衛的兵器という問題について、防衛庁の見解をこの際ただしておきたいと思うのですが、これは分けられないですね。その兵器が専ら防衛の用に供するものか、侵略、攻撃の用に供しないものかというように明確に区別はつけられない。攻撃的兵器、防衛的兵器というふうに明確に区別はつけられない。結局、使用する者の意思によって制約を加える以外にないというのがこれまでの見解のようですね。

それからまた、防衛局長等も次のように答弁しておるようです。攻撃的兵器と防衛的兵器の区別をすることは困難である、こういうことは外国の専門家も言っておるし、我々もそう思う、こういうふうな防衛庁の防衛局長が国会で答弁してもおるわけですね。この点、私が言ったとおり今日もお考えになっておるか。なぜ私がそういうことをここでわざわざ聞いておるだらうかということとは、御想像がつくだろうと思ひます。この残り時間若干でSDIの問題も聞きますものですが、これらまでの答弁、そのとおりでしょうか。今日もそうでしょうか。

○宝珠山説明員 他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるかどうかという点については、そのときどきの軍事技術、科学技術の水準というものが関係するということと考えております。しかしながら、先ほども答弁ございましたように、他国に

破壊的な脅威を与えるようなもの、例えばICBMとか長距離爆撃機あるいは大型の空母といったようなものについては明らかに攻撃的な兵器だ、こういうふうな考えられているのであります。そういうことで、技術的にこまごまと攻撃的なもので、ここからこまごま防衛的なものだというものを明確に分けることは困難であるという考え方は一貫して変わっておりません。

○八木委員 私は、それは当たり前のことを聞いておるにすぎないので、答弁としても常識的な答弁だと思ひます。原則的なことを聞いておるわけです、攻撃的兵器、防衛的兵器ということとを区別することは困難だ、外国でも一般的にそう考えられておるし、我々もそう考えておる、一貫してそれは変わらない、こういうふうな私も理解をいたします。

そこで、最後にSDIを聞きたいと思うのですが、これは三十分程度聞きたいと思うのですが、その前にちよつとだけ、アメリカへの武器技術供与について、その現状について知っておきたいと思ひます。

これはどこが答えになるか、通産省かと思ひます。この点、現在既に対米武器技術供与については交換公文が締結されておいて、武器技術共同委員会、これはJMTTCというふうな共同委員会、これは通産省、外務省あるいは防衛庁等がこれに参加しておるというふうな聞いておりますが、既に具体的にアメリカ側から軍事技術供与してほしいという要請がされておるようでございますが、それは何かというところが一つ。

それから、そういう要請が今後どんなふうな針を持つて対処されるのであるか。無限にこういう技術も欲しい、ああいう技術も欲しいとアメリカ側から言つてくれば、いやこれは断ります、これは供与しますなどというふうなことは事実上できないのじゃないかと私は思ひますので、まづ今の二つの点についてお答えをいただきたい。

（委員長退席、矢追委員長代理着席）
○山田（勝）政府委員 先生御承知のように、対米武器技術供与に関する交換公文が昭和五十八年の十一月八日にでき上がつております。その後、昨年の十二月二十七日にその交換公文に基づきまして実施細目取り決めというものが調印をされました。これによりまして、枠組みがひとまずでき上がったわけでございます。それから、この交換公文にうたわれております、ただいま先生御指摘のJMTTC、これは日本語で言いますと武器技術共同委員会というところでございまして、外務省北米局長、通産省貿易局長、そして防衛庁から私、装備局長が出席をいたしております。アメリカ側からは在日米大使館の首席公使とMDAOの所長の合計五人で成り立つておるわけでございしますが、この武器技術共同委員会、JMTTCの第一回会合が五十九年十一月六日に開かれておるわけでございします。

さて、そうした枠組みができ上がつておりますが、アメリカ側からこの枠組みに基づきまして、いわゆる第一号案件というものの要請が昨年ございしました。ただし、アメリカ側からその第一号案件につきましても具体的な名前、内容につきましても公表を差し控えてほしいというのを外交上言っておりますので、私ここで申し上げることはできませんけれども、その第一号案件については話し合いがアメリカ側、日本側の当事者同士で行われておるところでございします。そのほか第二号、第三号がもう出てきておるのではないかなという御指摘でございますが、私も当事者といひましたし、まだ第二号、第三号に関する話は出てまいっておりません。また、将来どのようなことと出てくるかわかりません。

なお、アメリカ側が現在行つておりますことを一つ御紹介いたしておきますと、日本の技術水準というものは一体どのくらいであるのか、アメリカの国防総省が関心を持つておる分野で日本がどのくらいの技術を持つておるだらうかということ、何回かに分かれてまして調査団を派遣してまい

つております。具体的に申し上げますと、ミリ波、マイクロ波、それから光電子工学に關しまして、二回ばかり国防総省のマツカラム博士を団長とする調査団が参つております。いわば、アメリカといたしましては現在具体的な案件をどんどん出してくるという状況ではございせん、一般に日本の技術水準とアメリカの関心項目の突き合わせ、調査を行つておるのが現状ではないかと思ひます。

○八木委員 武器技術供与と一口に言ひますけれども、これは非常に問題だと思ひます。今の段階は今の段階としまして、将来にわたつて考えていきますと、大体武器技術というものは軍事機密であるというふうなことを言うわけですね。そうすると、軍事機密ということと関連において、どういふものをアメリカが日本に供与を要請したかということは一切明らかにするなと言ふのですか。そうするとあなた、今後幾つ、それからどういふ軍事技術の供与の要請がなされたか、そして、軍事技術と言つたつて汎用技術の時代であるなどという答弁がしきりと行われておる今日、一体それは軍事技術と言ふのかどうかというふうなものまで向こうから要請があるかもしれないし、それは明らかにしないのですか。そうすれば国会は、一体どういふ軍事技術が供与され、どのようになつておるかなんというところは一切つんば

機密ですか。
○山田（勝）政府委員 ただいま第一号案件の名前、内容については、アメリカから公表を差し控えてほしいということを言つてきております。これは未来永劫ということではないと思ひます。あるいは案件によつては、これは公表してもよろしいというふうな言つてくるかも知れません。今のところの段階では公表を差し控えてほしいというのを外交上言つておるわけでありまして、それから、武器関連技術という言葉がございしますが、アメリカが国防上あるいは日米安保体制の効果的運用のために必要とする武器関連技術、これを二つに分けますと、武器技術あるいは武器専

用技術と先生御指摘の汎用技術に分かれるわけでございます。恐らくこの間に、これは武器技術だろうかあるいは汎用技術だろうかという疑念が生ずる案件も将来出てくるかも知れません。その場合には、私もこのJ.M.T.C.、武器技術共同委員会におきまして、特に日本側の三省庁から成り立ちます日本委員会というのでしようか、そこで十分検討をする所存でございます。また汎用技術につきましては、従来ともこれは自由ということになっておるわけでございます。

○八木委員 私、本質的にアメリカというのを信用していいのです。機密と称せられるものがばらばら出るでしよう、アメリカというところは。汎用技術と称して直接武器技術でないものについてほとんど向こうから要請されてきますと、日本は提供はしたわ、それが向こうの民間のどこに行きやうわからない、それは言葉の上でどんな約束をしていようとも、そういうものじゃありませんか。現に漏れているでしよう、アメリカがそんなことを言ったって。

今アメリカが要請しておるこの武器技術、日本へ欲しいと要請しておる第一号は、携行SAM、地对空ミサイルの追尾関係の技術、そうでしょう。そうじゃないのですか。

〔矢追委員長代理退席、委員長着席〕

○山田（勝）政府委員 ただいま先生御指摘の私も技術研究本部が研究をいたしておりました携行SAM、携帯用の地对空誘導弾でございますけれども、これがさてそのアメリカ側の言うところの第一号案件であるかどうかについては申し上げることを差し控えたと思えますけれども、アメリカ側はこの携行SAMの技術というのに関心を持っているということは言えようかと思えます。

○八木委員 いや、そんなことじゃもう話になりません。今後ともそういう態度で書くのですか。どうですか、あなたは国会はチェックしようがないですよ、何を供与しておるのか、どういことがやられておるのか、そしてそれが日米安保

体制とのかかわりにおいてどう我々として判断できるかというようなことについて。

○山田（勝）政府委員 これらの案件につきましては、将来ともケース・バイ・ケースで処理されることになるかと思えます。現在、この案件につきましては日米間で話し合いを行っておりますところでございます。まだ結論が出ていないものではございません。その段階で、外交上アメリカ側が公式にその内容について明らかにすることを差し控えていたいただきたいということを要請してきているわけでございます。まだ交渉中といえますか、話し合い中の案件でございます。結論を出している案件ではございません。

○八木委員 これ以上言いませんけれども、ストリートに武器そのものの技術というよりも、それに関連する技術と称しての一般的な技術の要請というものが相当あり得ると思うものですから、それで聞いておるのですよ。

これは通産省にお聞きしますが、我が国は武器の輸出を一貫して禁止してきたわけでありまして、武器の輸出を禁止するということは武器技術の輸出も禁止するということですから、武器技術の輸出というものは法的にはできないのじゃないですか。アメリカに武器技術の輸出する話し合いがあったことによつて法律が改正されたということ、私が勉強不足で知らないのでしょうか、それができるように法改正になったのですか。大体、法的にはできないのでしょうか。

○白川説明員 武器技術の輸出規制にかかわる法的な点を御説明いたしたいと思います。

武器技術の供与につきましては、外国為替及び外国貿易管理法第二十五条を踏まえた外国為替管理令十八号、さらにそれに基づきます通商産業省令九条によつて、武器の技術を外国に供与する場合には通商産業大臣の許可が必要という法制になつております。

アメリカに向けて武器技術供与の道を開いたことに関連して法律改正が行われたかという御指摘ですが、法律改正は行われておりません。昭和五

十一年二月に出された武器輸出に関する政府の統一見解、武器輸出三原則については、武器のみならず武器技術についてもこれを踏まえて私どもは対応いたしておるわけでございますが、これ自身は今申し上げました外為法に基づきます輸出貿易管理令、外国為替管理令の運用方針でございます。共産圏、国連決議、国際紛争当事国等々に対しては武器の輸出を認めない、それ以外の国に対しては武器の輸出を慎むという趣旨でございます。したがって、武器輸出三原則及び政府の統一見解と申しますものは、こういった法律の運用にかかわる政府の重要な政策でございますので、アメリカに向けて武器技術供与の道を開くことに関連いたしまして法律改正といったような手

○八木委員 もう少し細かく聞きたかったのですが、時間がなくなつてきました。

どうも防衛庁の方は、日米安保体制の効果的な運用という面に照らしてこれは認める、これは認めないという判断をするようなことを言っているのですが、全く抽象的で何のことやら私にはわかりません。今御答弁を聞きましていただいても、かつて実際に武器が輸出されていたというのが再三問題になつて、改めて国会でそのことについての決議がなされたことは御存じのとおりなんです、通産省としてはどういう基準、どういう考えでこれは認める、これは認めないとチェックをするのですか。これは通産大臣が決めるそうですから、防衛庁長官じゃないのですから、その点答弁してください。

○白川説明員 今の御質問は、アメリカから武器技術の供与の要請が行われた場合に、どういった考え方で認めたり認めなかったりするかとこのところでございますが、私もいたしまして、対米武器技術供与の道を開きました昭和五十八年一月の政府統一見解あるいは同年十一月の交換公文の趣旨、すなわち日米安保体制の効果的な運用を確保するというのが基本的な判断事項であらうかと思ひます。したがって、アメリカから外交

ルートを通じて要請が参りました場合に、我が国自身が総合的な国益の観点から自主的に判断いたしまして、日米安保体制の効果的な運用を確保するという観点から判断してまいるということでございます。

なお、その具体的なやり方につきましては、先ほど来御説明がございしますけれども、武器技術共同委員会、J.M.T.C.の日本側委員部というのがございまして、これは私も通産省も入つておりますし、外務省、防衛庁、この三省庁で構成されておりますが、この場で今申し上げたような観点に照らして検討いたしていく、こういうことに相なります。

○八木委員 この点については、次の点を申し上げるだけにとどめますけれども、日米安保体制の効果的な運用と言ふなら、アメリカはその観点に立つて要請しているわけですから、全部認めなければいけませんね、向こうが要請してくるものは。そうじゃありませんか。常識的に考えてそうでしょう。通産省としては、貿易管理とかそういう観点からのチェックがあつてしかるべきだと思うのですけれども、この点についての質問は一応終わります。

あと、SDIについて最後まで質問いたしたいと思ひます。こんなことを改めて聞くということはある意味ではこつぱい千万だし、子供じみた話なんですけれども、最初に河野長官にお伺ひします。

スターウオーズ計画と言われておりますね。アメリカは近ごろは余り使いたくないらしく、SDI。戦略防衛構想などというのは、何のことやらわけがわからぬですよ。戦略防衛というなら幾らでもあるわけですよ。これを端的に示しておるスターウオーズ計画、このスターウオーズというのは、日本語に訳したらどうなりますか。こんなことは、あなた、子供の初歩的な英語の話で、スターウオーズといふのは、ファイブとも違ひまして全

星戦争、言いかえれば宇宙戦争ということでしょう。どうですか。

○河野国務大臣 スターウォーズというのは、映画の題名その他に使われて、ほとんど日本語そのものになっているのではないかと思います。したがって、先生も御承知で御質問だと思いますけれども、スターウォーズをわざわざ日本語に訳す必要もないし、それはそのとおりそういう言葉だ、こう受けとめる以外にはないのじゃないかと思ひます。

○八木委員 なぜ私が冒頭にそんなことを聞いたかという意味はおわかりだと思います。SDIというのは宇宙戦争体制、そういうシステムなのだということを言っているわけなんです。

そこで、昭和四十四年に宇宙開発事業法が成立したときに、法の第一条「宇宙開発事業法は、」の次に「平和の目的に限り、」を加えてこの法は成立したわけでございますけれども、その際我が党の石川委員が、この平和という文字はいろいろと広範に使われる、平和を維持するために核兵器を持つのだとかいろいろを言われるので、この意味を確かめておきたい、非侵略という意味である、この点を確認願いたい、非軍事という意味だと考えておるかどうか、こういう質問を大臣にしたところ、当時の木内四郎長官は、「いまの非軍事という御解釈、大体私はそのとおりだと思っております。」これは議事録の言葉どおりです。そう答えております。これもわかり切ったことですが、けれども、そのように現在もお考えでしょうか。

○河野国務大臣 国会で御議論があつたことを、議事録等を拝見して承知をいたしております。

○八木委員 また、宇宙の開発あるいは利用は平和目的に限るという件に関しては、そこへ座つておられる小宮山さんがその本会議決議の提案者なんでしょうね。その決議の全文をここで読み上げて、そんな長いものじゃありませんからいいですが、「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」の中身ですけれども、我が国の宇宙開発及び利用は平和目的に限るという決議なん

ですよ。その決議というのは、これは事業団法に言うものよりもっと幅が広いわけですね。事業団法の第一条の場合は、狭義に解釈しますと、宇宙開発事業団の宇宙開発は平和目的に限る、事業団のやる宇宙開発について規定しておるといふうちに、狭義にこじつけて解釈できないこともないかもしれないけれども、国会決議はそうじゃないのです。「わが国に」ということは、事業団のみならず我が国の政府もそれから民間企業も、平和目的以外に宇宙開発に関してはすべて研究も開発も実用化もやつてはならぬということでしょう。当然そうだと思います。まずその点。

○内田(義)政府委員 お答え申し上げます。

宇宙開発事業団法の第一条に規定しておりますのは、当然のことながら宇宙開発事業団の事業に対する規定でございます。それから国会決議につきましては、国会決議の本文にございまして、「わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、」ということでございます。そのように解しております。

○八木委員 さらに伺いますが、これもわかり切つた話ですけれども、最近の政府の動向から見ても、以上私が聞いておるようなことをわざわざ確かめなければならぬということ自体、遺憾千万なことなんです。この決議が意味しておるところは、これも当然ですけれども、みずからそういう軍事的な宇宙の開発や利用はやらないことはもとより、他国のそういう軍事的な宇宙開発や利用への協力ももちろんしないということですね。

○内田(義)政府委員 この国会決議の有権解釈は国会でなされるものと理解しておりますけれども、政府側としてもただいまの点につきましても、十分慎重に協議いたしたい、かように思ひます。

○八木委員 どういうわけか知りませんが、けれども、わざわざ低い声で言われたのです。これははつきりしているのか、何かどこかへ遠慮しておらずと言われたのかもしれませんけれども、私そのように確認をいたします。

そこで、SDIの第三次調査団が帰国をされたのですが、渡辺団長は御出席でございましょうか。

○岡本説明員 官民合同調査団は先般帰国いたしました。そして、我が国のSDI参加問題への対応を策定するに当たりまして参考となるべき諸情報を集めてまいつたわけでございます。調査団の主たる目的は、さらに我が方の検討作業に資します諸点を主として技術的側面から調べてまいることにあつたわけでございます。

○岡本説明員 先ほど御答弁申し上げましたとおり、私もレーガン大統領から、これは非核の手段により核戦争を防止するという説明を得まして、ただいまのところそのような理解をしてい

○八木委員 どうして私の問いに答えないので

○八木委員 あなたは報告では、これは軍事シ

○岡本説明員 全体としてこの計画が核兵器に

○岡本説明員 今回の調査団は、そのSDIのシス

○八木委員 先ほど御答弁申し上げましたと

○八木委員 どうして私の問いに答えないので

○八木委員 あなたは報告では、これは軍事シ

○岡本説明員 全体としてこの計画が核兵器に

○岡本説明員 今回の調査団は、そのSDIのシス

○八木委員 先ほど御答弁申し上げましたと

○八木委員 あなたは報告では、これは軍事シ

○岡本説明員 全体としてこの計画が核兵器に

○岡本説明員 今回の調査団は、そのSDIのシス

に見てまいりまして、それがどのような意味を持ちますものか、私もへの波及効果がどういふものであるか、また、SDIの戦略的な側面につきましてもどこまで検討が進んでいるのか、そのようなことを一般的に調べてみたいと考えています。

○八木委員 前の方で質問時間をとり過ぎまして、時間がなくなってきた非常に残念ですが、防衛システムである。防衛システムであればそれが兵器であつても軍事的なシステムではないなどというばかな話は、どこに行つたつて通らないです。高射砲陣地、それは防衛用である、いちずに敵の空襲に対する防衛用の高射砲陣地である、これは軍事的システムじゃない、そんなばかな論理がどこにありますか。ですから、言えないのであなたは黙つていてというふうな理解をしておきます。高エネルギーレーザーまたは粒子ビームをもつて敵のミサイルの電子回路を無能化するものである。電子回路を無能化しようがどういふ方法であらうが、敵のミサイルをやつづけるものであるというには変わりはない。そんなことをわざわざあなたは言つてゐるようですね。ちゃんちゃんとおかしいですよ。こつぱい千万ですよ、常識のある人が聞けば、SDIだけを切り離して考える者はどこにもありませんよ、ばかじやない限り。私はこういう汚い表現を言いますけれども、防衛と攻撃は一体のもので、当たり前でしよう。私も二年戦争に行つてきたんだから、下っ端な兵隊だけれども。ある戦線では防衛をしていれば、ある戦線では攻撃ですよ。防衛一方はいつかはやられる。当たり前の話なんです。

そこで、このように実際言つておられますね。公然といふところではそれは言われておるのですけれども、例えば私こへ持つてきておられますが、ちよつとこれを出しましょう。これは調べれば幾らでもそういう資料はあると思うのですけれども、「宇宙防衛の新時代へ」という見出し、アメリカのニューヨーク・タイムズ・マガジン誌に書いてある。これはどこが出してあるかというところ

「国際情勢資料」、内閣調査室ですよ。それにどう書いてあるか。「ミサイル防衛と報復攻撃力の保持を組み合わせた、抑止力は高まるであろう。」私は、それによつて抑止力が高まるなどとは思いません。逆だと思ひます。その論理を展開しているといふとありません。そうでしょう。連動して使うためのものではない。

○岡本説明員 私ども、SDIの性格については、今までのところ米側の公表資料あるいは米側の説明に基づいて理解しておるわけでございまして、その限りにおきましては、SDIと申しますのは、従来の核兵器が他国の国民や領土を直接の攻撃目標とするものでありましたのに対しまして、目的といたしましてはそのようなものではなくて、敵国から飛来しつつあるミサイル、それを放置すれば回復のしようのない損害をこうむるミサイルを個別的に捕捉して、これを無能化するシステムというふうな理解をしておるわけでございまして、SDIはそもそも長期の研究計画でございまして、実際にこれを配備するかどうかはまだ全くわからない。それは同盟国との協議、さらにはソ連との交渉を経て、長期的な課題として決定されることと了解しております。

○八木委員 子供だましみたいな答弁は本当に聞きたくないですね。あなた自身も答弁しながら、こつぱいな答弁をおはしてゐると思ひます。

防衛そして攻撃というシステムを持つことによつて抑止される、こう言つてゐるでしょう。それじゃアメリカはどうなんですか。SDIが具体的に開発されて立派なものができたということになれば、今一方において核ミサイルは質的にもどんどん強化拡大をしております、これは全部廃棄するのですか、アメリカは。防衛、攻撃一体のシステムによつて抑止力としての効果があると言つておるわけでしょう。当たり前前の話なんだ。しかし、それは抑止力にならない。抑止力にならないと考へておられますよ、私は。だけれども、アメリカはそう言つてゐるのです。そういうことになれば、先方もSDIをどんどん研究開発するし、SDIそのものを撃ち落とすという技術が開発されるでしょう。それはもう既に相当部分米ソともにできているでしょう、衛星そのものを撃ち落とすというの。何のためにABM禁止条約というのが結ばれておるのですか。防衛兵器の開発が行われるということは、一方においてどんどん核兵器そのものを拡大させるからというのであつてゐるのではありませんか。

○岡本説明員 二つの点を申し上げたいと思ひます。

一つは、アメリカの基本方針といたしまして、SDIの研究計画の推進というものは片方において軍備縮小努力と手を相携えて行わなければならないということ、この研究と並行して軍縮の努力は続けられてゐるわけでございまして。

第二点は、攻撃兵器と防衛兵器のミックスがどのようなあんばいになつて、つまり攻撃兵器の体系から防衛兵器の体系への移行に際しまして不安定期が起るのではないかと御指摘がいろいろなところでなされるわけでございまして、その移行期間のソ連側との調整ないしはこれを国際的な場におきまして調整して、平和的に、かつ円滑に全体を防衛システムによる、より安全度の高い戦略に移行する、このようなことと私どもは了解しております。

○八木委員 どうもお話にならないのですが、防衛だけにしか効力を発揮できない、攻撃は全くできない兵器なんというものは世の中に一つもありませんよ。破壊兵器ですから、そんなものは一つもないですよ。そうでしょう。大体あなた、このレーザー衛星は飛んでくるミサイルを攻撃することでもできるけれども、ソ連ならソ連の地上の攻撃もできるでしょう。できないですか。できるでしょう。だからそんなことは、このSDIシステムにおいて地上攻撃はやらぬという保証がどこにありませんか。アメリカの大統領が口でそんなことを百言つたつて、それは保証にはならない。可能なことなんですから。

なことを言つてゐる。それから、そういうレーザー衛星のレーザーには物すごい強度のエネルギーが要するのだらうと思ひますよ、私個人だけれども。それはやはり原子力によつてしかできないのじゃないですか。その二点、どうです。

○岡本説明員 先般来御答弁申し上げておりますとおり、私もまだSDIの技術的な詳細についてつまびらかに承知してゐるわけではございません。ただその目的というものが、あくまでも数千キロメートル先にございましてミサイルの弾頭部分に局限的なレーザー照射を与えるなりあるいは物体を当てることによりまして、それを無能化するという理解の仕方をしてゐるわけでございまして、これが地上を攻撃できるのかどうか、そのようなことはまだSDIの研究自体が進んでおりませんので、今後の進展にかかつておるところも大きいと思ひますが、基本的にはこれは防衛のためにしか使わぬという説明を我々としては了解してゐるわけでございまして。

それから、お尋ねのエックス線レーザーのお話でございまして、これも私もまだいじりましては、SDIの全体のシステムの中でこの技術がどのような位置を占めるものか、あるいはそれが核兵器であるかどうかといったようなことについて、まだ確たる心証を有してゐるわけではございません。

○八木委員 それで印象はわかりました。それならばあなたの報告というのは、その報告を十分に検討して中曽根総理大臣は関係各大臣とも協議し、SDIに協力するかどうかの態度を決めるといふことを言つておるのですけれども、それでは全然その判断ができる報告書にはなりませんね。私はそう理解します。あなたのおつしやるとおりの報告書なら、そうとしかお聞きになつてゐる皆さんお思ひにならないと思ひます。

時間があと二分になつてしまひましたので、最後に長官に聞きますが、大変なことを中曽根さんはアメリカで、外交の最高のボスの会談でこのよ

うな話をするということは、日本の新聞、マスコミが一斉に言っておるように、一歩踏み込んだものと理解するのが常識でしょうね。アメリカはそう思ったと思いますよ。結局、ついでこの間まで国会では繰り返して我々も執拗に質問、追及をしたのですけれども、SDIについては慎重に処をいたしなす、慎重に処をいたしますと言ってきたりしながら、アメリカへ行ったら途端に、調査団の報告をよく研究した上で言うのです。研究する材料にならぬじゃないですか、今のような答弁なら、これは、研究した上で日本の対応について政府内で十分に相談していくというふうなレীগンに言っておるわけですね。ということは、もう近くSDI研究を理解するという態度から参加を示したものであり、アメリカ側は当然日本のSDI参加が近いという判断をしたというか、上品な言い方をすれば期待を高めたということは間違いないのでありますけれども、科学技術庁長官はどうお思いになりますか。

それで、これがそういうものの共同研究やその他に参加することとなら、この法案は通せんよ。その態度を明らかにしないままこの法案の審議は終わらせんよ。きょう私は質問を二十五分も待たされたのですが、やいやい理事会で言っておられたけれども、日本の運命を左右するような重大な問題について態度を明らかにしないでこの法案を通すというのですか、自民党の諸君に言うけれども、そんなことはできない。どうですか。

○河野国務大臣 中曽根総理がアメリカでどのような発言をされたか、また、その発言をレーガン大統領がどういう印象で受けとめられたかは、実はまだ定かではございません。はっきりした事実関係を今の時点では承知いたしておりませんが、はっきりしたことはお答えできないところでございますが、SDIにつきましては、先ほど来先生からもいろいろ御質問がございましたけれども、このSDIの第三次調査団にも科学技術庁から

ら一名参加をさせまして、調査をして戻ってきております。SDIにつきましては、今御質問があらましたように、いろいろな性格を持ち、いろいろな角度から慎重に検討をすべきものであらう。恐らく外務省は外交政策上の問題、日米関係を初めとする国際情勢、その他あらゆる外交政策上の観点から検討されるだらうと思ひますし、防衛庁はまた防衛政策上の観点からも御検討になるのではないかと。これは私にはよくわかりませんが、それぞれ責任を持つ分野についてそれぞれの判断があるのだらうと思ひます。

私も科学技術庁といたしましては、このSDI研究というものが科学技術の進歩発展と申しますか、あるいは研究というものに一体どういう影響を持つのかという点に無関心ではおられない。ヨーロッパ各国の動きなどを見ておきますと、いずれもこのSDI研究というものの対して、科学技術を担当する分野の人たちが一様に心を寄せていた時期があったことは事実でございます。その後その関心が強まったところもあれば、薄まったところもございまして、これも一様にSDI研究ということには関心を持つていたことは事実でございます。私も、私どももいたしまして、このSDI研究というものが一体いかなるものであり、いかなるかわり合ひいたしますが、影響を持つかということについては、十分慎重に研究しなければならぬ、こう考えておるわけでございまして、まだまだ今の段階ではそれについての賛否を決定するという段階ではございません。

○八木委員 一応その点を慎重に研究することと承っておきます。といひますのは、これで終わりますけれども、なぜ私が執拗に言うかという、第十條というの最後の閣議のところばつと加わっているのですよ。その第十條の中に、共産党の委員の方が質問されましたね、日米安保条約は入るのですかという質問に対し、入るとおっしゃる。何かSDI参加や今後の軍事技術のアメリカとの共同研究開発とか、いろいろなこ

との伏線があるように思ひます。この辺の事情に関心を持つている人たちはそう見ておりますよ。その点については後で同僚議員がいろいろ質問すると思ひますけれども、それもあるものですから私はお伺ひしたのです。科学技術庁長官としてはSDIの問題は慎重に研究するという御答弁をいただいて、私の質問は一応これで終わります。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

○大久保委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安井吉典君。

○安井委員 この法律案の前段に臨調なり行革審があつたということについて、私はいささか割り切れない思ひをしていふものから、その点から少しお尋ねをしたいと思ひます。

三月二十八日に政府は科学技術政策大綱を閣議決定しているようです。その大綱なるものは、臨調行革審とあるいは行革審の答申の中に科学技術政策大綱をつくれ、こう書いてありますね、それを受けて六十年九月二十四日、行革具休化という閣議決定の中で決められていたわけです。私は、行政改革、改革するのは何でもいいと思うのですけれども、時の政府の政策の基本あるいはそのつくり方に至るまで、これも行革これも行革という形で踏み込んだ答申のあり方というのが基本的にどうも問題があるような気がしてならないわけでありまして、つまり、科学技術をどう振興するか、その基本の問題などは行革審の方で言われなかつたて政府がきちんと立てるべきですよ。それを向こうから言われて初めて閣議決定したという、その経過がどうも気になつてならない次第であります。その点、大臣どうお考えでしょうか。

○河野国務大臣 科学技術行政に係る基本的な姿勢については、私どもは、科学技術庁としてみずからこれの改革すべきところは改革に当たらないければならぬというのは当然のことであらうと思ひます。ただ、科学技術政策につきましては、それぞれの分野に専門家の方々も数多くおられるわけございまして、こうした方々から科学技術行政についてどうあつた方がよいののではないかと御提言、これはまたこれで、その提言がいかにか悪いとかというべきものではない、的を射た提言であれば、これは素直にちようだいをするのは当然のことだと思ひます。

いづれにいたしましても、科学技術行政がこれから進んでいく方向につきましては、科学技術委員会を初めとする立法府の審議を経て決定されるものであつて、一審議会あるいは単に役所の決定だけでどうした重大な問題が固まつていくということではないと思ひます。ただ、科学技術政策大綱というものを閣議で決めさせていたいただきましたのは、これによりまして各省庁が一丸となつて体系的に科学技術政策を進めていく必要がある、こういうことから閣議決定をさせていただいたわけでございます。

○安井委員 今の科学技術政策のあり方についていろいろ問題がある、そういう指摘はだれがしてもいいし、行革審あるいは臨調の仕事としても当然だと思ひます。ただ、科学技術政策大綱をつくれ、そういう中で、これを入れたとかあれをしつて、日本国会も政府もちゃんとしているような気が私はするわけです。その点の問題を私は私なりに感じていたものですから、率直に申し上げたわけでありまして。

調べてみますと、昭和五十一年の六月に学術会議は、科学研究基本法をつくれという試案を示して政府に勧告をしているようでありまして、政策大綱などという言い方から問題を進めていくということにすれば、今度のような交流促進法など問題点を矮小化したそういうことじやなしに、もう少し日本の科学研究なり科学技術政策の基本は何かあるべきかという、大上段に振りかぶつた取り組みというのがまず必要ではないか、そう思う

わけであり。この点についてはどうですか。

○河野国務大臣 この時期におきまして我々が考えなければならぬことは、行革審の答申などにも指摘がありますように、国の研究機関の活性化でございますとか、産学官の研究機関の研究交流の促進、あるいは研究開発の基盤、条件の整備といったことが重要だということでございます。そして、先ほどから申し上げておりますが、研究すべきレベルが非常に高くなってきた、また複雑化してきたというのを考えますと、従来の枠組みを超えた交流というものが極めて重要じゃないか、こういう認識でございます。研究交流促進法一本で問題がすべて片づくとも思っておりませんが、従来それぞれの研究に携わる方々あるいは機関が不自由に感じていた法制上の隘路を取り除いて、一歩前進させるという意味でこの法律がぜひ必要だと考えている次第でございます。

○安井委員 けさの新聞に、終戦のときに天皇が、戦争に負けたのは日本の我が軍人が精神に重きを置き過ぎて科学を忘れたからだという指摘をされて、これは皇太子にあてた手紙だということで大きく出ていますが、ちょうど大臣が今重要な法案だとおっしゃる、その法案の審議の際の新聞にばつと出たというのはおもしろいと私は思うのです。

それはそれとして、臨調や行革審から指摘されるようなそういう状態において、科学技術というのは科学技術庁の専管事項ではありません、どこの省だつてこれはやるわけですから、そういう中において、科学技術庁としては総合調整とかいろいろな役割があるわけですが、今までのあり方についてどのような反省をし、これからどのように取り組んでいかれるおつもりか、それをひとつ伺います。

○矢橋政府委員 ただいま先生御指摘の行革審の答申の中でも、国の研究機関の活性化の問題、あるいは研究交流の問題、さらには基盤、条件の整備の問題等と並びまして、科学技術庁に對しまして科学技術政策の確立とその総合的推進体制の整

備の重要性を特に指摘しておるわけでございます。内容的には年来私どもとしてもやりたいと思つておりましたことが多々ございまして、全体として非常に適切な答申であると思つておるわけでございます。と同時に、これは先生のたゞいまのお言葉の中にもございまして、意味としては私どもに對する一つの叱責でもあると理解をしていくわけでございます。

そこで、行革審が総合調整の關係で言つておりますことは四つございまして。一つは先ほど来お話の出でおります科学技術政策大綱の閣議決定の問題、二番目は科学技術会議の機能の強化の問題、三番目は科学技術庁の内部組織の再編成の問題、四番目は創造的な基礎的研究への予算の重点配分の問題、これらを具体的に指摘してあるわけでございます。

そこで、私どもといたしましてこれらを可能な限り早急に実現するよう努力を払つていく最中でございます。まず大綱につきましては、三月二十八日の閣議で決定をいたしました、これによりまして科学技術振興に関する国としての当面の基本方針が定まつた次第でございます。科学技術会議の機能強化につきましては、政策委員会の機能の拡充等を中心として、政務委員会の機能の再編成につきまして、七月一日にこれを実施すべく準備中でございます。従来の計画局、研究調整局及び振興局を再編成いたしました、新しく科学技術政策局、科学技術振興局及び研究開発局に改めようとするものでございますが、そのねらいの最も重要なものは、科学技術庁の総合的な企画調整機能及び科学技術会議の事務局たる機能をより十全なものにするための一つの努力でございます。

それから予算の關係では、先般予算の御報告の中で申し上げましたように、科学技術庁の総予算は昭和六十一年度、対前年度比一・六%の増加でございますけれども、創造的、基礎的な研究への予算の配分につきましては、約五〇%アップということで大幅な増加を組んでおります。内容的に

は、科学技術振興調整費の大幅な拡充、フロンティア研究推進制度とかあるいはハイテクコンソーシアム制度等の創設といったもので、特にこの面では十分の努力を払つていくつもりでございます。今後科学技術庁といたしまして総合的調整機能の拡充のために努力すべき点は多々あると存じますが、なお一層努力してまいりたいと考えている次第でございます。

○安井委員 今いろいろお挙げになりましたが、私は、そのほかに一つ大事な問題があるのではないかと思います。それは、原子力船「むつ」がとにかく大変なむだだ、大きなむだの標本だということ、今日までいろいろ議論されてきているわけでありまして、その存廃を議論する議論の中で、科学技術評価制度というように必要ではないかという議論があつたように思つております。アメリカの議会には附屬機関として技術評価局、OTAがあるわけですが、何でも一九七四年の設立で、専門職員が約四百四十人もいて、ちょうどこの科学技術委員会のようなものが、さまざまな科学技術のあり方に対するお目付け役という役割を果たしている、そういう例があります。ただ、アメリカの議会制度と日本の議会制度とは違ふ点があることは間違ひありませんけれども、科学技術を評価して常に反省をしていく仕組みは大変大事なことでないかと私は思うのですが、その点どうですか。

○長柄政府委員 お答え申し上げます。研究評価制度が非常に重要だということは国内のみならず海外でも認識されておまして、特に最近のように研究費に限度があるということで、限られた研究資金を有効に使わなければいかぬという意味から、この問題が強く言われているわけでございます。現在科学技術会議の中の政策委員会におきまして、研究評価指針策定小委員会というものを設けております。昨年の春から設けておりまして、日本学術会議の会長の近藤次郎先生がその委員長で、いろいろ御議論願つておられるわけでございます。

研究評価と申ししましても、非常に基礎的な課題から「むつ」のような大型プロジェクト、さらに核融合のようなものもある、それから非常に応用的なものもある、いろいろな種類のものがございまして、一つの方法で評価できるわけではございませんで、いろいろな手法を使わなければいかぬというところでございます。現在研究評価についての基本的な方針というものを詰めておりまして、これは近くまとまり、公表する予定にしております。引き続き実際に研究評価を適用するガイドラインを策定し、これも公表するというところで、我々としては研究評価の定着に向けて努力を払つていくところでございます。

○安井委員 それと国会との關係はどうお考えですか。

○長柄政府委員 今私たちがやっておりますのは、行政府部内における研究評価をどうするかというところで、いろいろな考え方、手法、そういうものについて検討しているところでございます。○安井委員 さつき私もちよつと申し上げましたように、科学技術というのは、その研究は各省庁にまたがっているわけですが、政府部内全体の問題であります。特にバイオテクノロジーなどは、各省庁で競争してやっておりますようにも思います。そういうふうな競争でいいものをつくらうというのはいいことですが、その反面、エアポケットみたいなものができたり大事なことがドロップしたり、そんなことだつてあり得るわけでありまして、国費は少ないわけですから、それこそ行革をしなければいけないように思います。それから、効率的な運用ということが望まれるわけですから、したがって、各省全体にまたがって目を光らせて対策を要求していく、そういう立場は私は国会の機能として非常に大事な問題ではなからうかと思つております。例えば会計検査院が国会に報告して、それを基礎にしていろいろ議論をすると同じように、科学技術を本當に合理的な発展をさせるという意味合いからすれば、国会をその機能發揮の中に位置づけていく、そういう検討が必要

ではないかと思ひます。むしろ国会が乗り出してやつていくぐらいのつもりでなければこれはいかぬわけでありますが、その点どうですか。

○長柄政府委員 研究評価といひますか、それぞれの研究プロジェクトごとにやるケースと、集團また国レベルというような検討があるかと思ひます。現在日本全体の研究全体についてどういふ状態にあり、また何が問題か、どうすべきかといふような点につきましては、科学技術会議が国全体の現状を評価し、そして新しい政策を立てていくということ、役割は行政部内についてはあると思うのでございしますが、立法府におけるアメリカの例えはOTAのような機能を持つことについてどうかという御指摘かと思うのでございしますけれども、それにつきましては、我々行政部内の者としてはちよつと意見を言うのを控えてさせていただきますと思ひます。

○安井委員 それは大臣から後で答えたいだきたいと思ひます。今科学技術会議でおやりになるそうでありまして、そのための専属のスタッフはどれぐらいふえたのか、それからそのための予算はどれぐらい計上されているのか、伺ひます。

○長柄政府委員 現在のところ、私の方の計画局が中心になりまして科学技術会議の事務局をやつております。大学の関係もございしますので文部省も共同事務局ということに入つておりまして、直接携わつてゐる者の数は三十人とか四十人という範圍だと思ひます。そのほか、関係省庁から専門調査官というのに来ていただいております。これは科学技術庁の定員でございせんけれども、仕事の内容によつては各省の専門調査官の方にいる仕事をやつていただいております、こういうこととございします。

ただ、もう一つ、科学技術庁はこの七月に内部組織の改編をすることになっておりまして、そのねらいの一つに科学技術会議の事務局強化ということがございします。これがございしますと、科学技術会議の事務局担当の職員の数も現在よりもかなりふえるものというふうに考えております。

○安井委員 あなたが今説明をされたのは現在の科学技術会議のスタッフであつて、だから、科学技術評価制度に力を入れるというわけですから、そのためにどれだけスタッフを新しくふやしたのか、そのための予算をどれだけふやしたのかといふことを私は聞いてゐるわけですから。実際は余りないのではありませんか。

○長柄政府委員 現在科学技術会議の評価制度の検討委員会、外部の大学の先生、企業の方、国立大学の方、国立研究所の方それから役所の方、こういう方々に集まつていただいております。このうちの方々に集まつていただいております。このうちの方々に集まつていただいております。このうちの方々に集まつていただいております。

○安井委員 それはいつからスタートするのであります。○長柄政府委員 今ガイドラインをつくつております。それは、それぞれの省庁においてまずやつていただくためのガイドラインをつくつておりまして、私たちがガイドラインができ次第それを公表し、各省庁にもそれをお見せして、このガイドラインに従つてできるだけ研究評価をやつてくださうというふうにお願ひするつもりでございまして、ガイドラインができ次第各省庁にお願ひするといふふうにご覧願ひしております。

○安井委員 大臣、どうでしょう。これはもう少し力を入れなければならぬ。むづかしいことを何度も繰り返すようなことになるのじゃないかしら。

○河野国務大臣 研究の評価というのはなかなか難しいと思ひます。相当にレベルの高い、新しい、あるいは未知の分野で行われる研究を評価するといふのは、簡単に普遍的な制度で評価し切れるかどうかといふものもあると思ひます。しかし一方、確かに先生おっしゃる通りに研究費といふものが非常に貴重な大切な財源から出されてゐることを考えますれば、こうしたものの評価をするにとりまて必要であると思ひます。研究をプロジェクトごとに三年とか五年ということに区切つてその成果をチェックをしていくという制度的なやり方もあると思ひます。その分野の専門家の評価委員会という、その分野の専門家の方々によるチェックの仕方、さまざまな仕方、やり方がある。さらにまた先生が御指摘になりましたように、全体のバランスを考えるとどこか欠落しているところはないかという意味のチェックといふものもあるかと思ひますが、そうしたことをずつと目配りしながら、制度上確立すべきもの、そうしたものをやつていかなければいけないと思ひます。

○安井委員 まだ今の段階、固まつていないようです。○長柄政府委員 今、お話が原子力船「むつ」のことについてでございます。何しろ二十年間で六百億円近くのお金がかかる、これから後さらに五百億円とか千億円とか言われるような金が積まれるというところで、これは与党自民党の中にも特別な研究チームができ総務会が乗り出すというところまでいっているわけでありまして、話がちよつとそこへいきまして、こゝし並びに今後においてどう処理をされるおつもりかといふことをひとつ伺ひます。

○中村守政府委員 お答えいたします。原子力船「むつ」については、五十九年におきまして当委員会においてもいろいろ御審議をいただいたわけでありまして、関係方面のいろいろな御意見を体しまして原子力船「むつ」の今後の進め方について私どもの方で検討いたしまして、昭和六十三年三月にその基本計画を策定し、現在その線に沿つて仕事を進めておるわけでございます。

現在当面の仕事は、関根浜の新定係港の建設が最大のものでございまして、六十二年度末までに港湾施設を完成させ、現在大湊に停泊してあります原子力船「むつ」を関根浜の新定係港に六十二年度中に回航するというところで、地元の方々とお話もできておるところでございします。附帯陸上施設につきましては、引き続き工事を進めまして六十三年度末までに完成させることにいたしております。したがって、実際の「むつ」を使いまして、おおむね一年をめどとする実験航海を行ひまして、陸上の研究施設では得られない、海上でのいろいろな環境の中で将来の船用炉の開発の上で必要となるデータの収集に努めていくことといたしております。

○安井委員 もう少し聞きたいところですが、むだの標本の質問に時間をむだにするのもつたないです。今一つ思い出したけれども、あれは何年でしたか、約十年前、私が科学技術特別委員長のときに事件が起きて、当時の森山長官、小宮山自民党の理事キヤップがけんかをなさつたというふうな一幕もあつて、大変だったのです。ところが、十年以上もたつていまだに何も進んでなくて、この国会でも論議に出るというふうなことで、本当に困る問題だと思ひます。一定の方向は出ているといふことは聞いておりますけれども、私は、もうすつぱり切つちやつたらしい、少なくとも一日も早く問題を決着をつける、こんなのはやめてしまふという方向で伺ひたいと思ひます。

次に、この法律案を読んで、「政令で定めるところにより」といふのが実にたくさんあるわけですね。たつた十カ条の条文の中に、私の計算では十六項目ぐらゐりあります。あるいはもつと多いのかもしれない、計算違いがあるかもしれない。そういう中身を明確にしてくれなければ、どうも我々よくわからぬわけでありまして、特

にこの法律案の第二条の「定義」の項であります。この研究交流促進の主体になるのはいわゆる試験研究機関等であり、これが政令の定めるところによる、こうなっているのです。

私は、いろいろ今までの法律を見たて、余りひどいんじゃないかという感じがするのです。普通は、たくさんあることはわかりますが、それは別表の定めるところに、昔の法律はみんなそうだったのです。ところがもう最近になって、行革が何か知りませんけれども、簡略化して、何もかも面倒くさいから、国会がうるさいから、政令に定めるところにと、ばあつといっているわけですね。ですから、どの機関が主人公かというところは、国民はこの法律を読んだだけじゃわからぬわけですよ。国会議員がわからぬわけですよ。私はそのつくり方そのものに問題があるように思うわけであり、政令の定めるところによつてこれこれが主人公の扱いだということになるわけですね。でも、どういう方向でその政令が決めるのか。たくさん試験研究機関等があるわけでしょう。それをどういうふうなセレクトしていくかという方針が、この法律を読んだ限りでは全然ないわけですね。一体どうなっているのか、この点ひとつ御説明ください。

○長柄政府委員 この法律におきます試験研究機関等とは、人文科学のようなものは除いておきますけれども、科学技術に関する試験研究を行っている機関、いわゆる国立試験研究所等でございます。それを決める際は、科学技術に関する試験研究を行うことをその所掌事務としているものを指定する考えでございます。

なお、一号では一般の国立研究機関というようにお考えいただいていると思います。第二号というものは「特別の機関」となっておりますが、これは、通産省工業技術院の傘下にある国立の研究所及び防衛庁の技術研究本部の傘下にある研究所が第二号でございます。第三号は、地方支分部局に置かれる試験所、研究所等でございます。これに該当するものとしては、北海道開発庁の北海道

開発局にございます土木試験所が該当するものでございまして、個々の国立研究所等の名前につきましては政令で定めますが、この一、二、三、いずれかに該当するものというところでございまして、

○安井委員 そんなことを言われたって、法律を全部繰ってみなければわからないじゃないですか。資料も全然配られてないんだ。みんなわからないような顔をしてるけれども、わからないのですね。具体的なこの試験所がどうなのか、この研究所がどうなのか、これは外れるのか外れないのか、これを明確にしたいだかなければいかぬと思います。ひとつ資料としてその全体を各号別に——今のところは予定でしょう。これはしやうがないから、政府の定める政令事項ですから、国会として関与するつもりはないが、しかし、どういふものを予定するのかということぐらい、はつきり出してもらわなければいかぬと思います。が、どうですか。

○長柄政府委員 試験研究機関等として想定されるものでございまして、今私たちが想定しておるものは百九でございます。一号関係で八十、二号関係で二十八、三号関係で一機関でございますが、それにつきましてはいずれも、先ほど申しましたように所掌事務で試験とか研究をやるという任務を持つている研究所、試験所等を考えております。

○安井委員 私はその数を聞いておるのじゃないです。資料として出してくださいと言つておるのです。

○長柄政府委員 詳細は政令で定めることになりませんが、今予定しております百九の試験所、研究所等については提出します。

○安井委員 それはもうぜひ出していただきたいと思ひます。

ただ、何か政府はどうしても自分の方であずかりたいものだから政令というふうな言い方をしているんじゃないかなと思うのですけれども、今ある百九というのは該当する全機関ですか、それともその中から外れたものがあつて、それで百九になつておるのか。それからもう一つは、今後加えていくとすれば選択の基準は何ですか。

○長柄政府委員 今百九と申しましたのは、法律ないし政令において所掌事務が研究とか試験とか、そういう字句のある研究所でございます。それで、これを追加するというのは、研究所が新たに生まれたりいたしますと追加する、合併したりして廃止されると減つていく、こういう構造になるかと思ひます。

○安井委員 では、一応選択の基準はそういう機械的なものだということに御説明があつたと聞いておきます。

それから、「人文科学のみに係るものを除く。」という第一條の規定がありますが、私は、交流する場合に、近ごろのようにライフサイエンスだとかあるいはまた技術開発と経済性の問題とか、いろいろ複雑な要素が出てくることからいへば、人文関係の試験研究機関との交流というようなことも一緒に入れてもいいような気がするのです。が、この辺はどうなつておるのですか。

○長柄政府委員 行革審答申におきましては人文科学は対象にされてないというふうに理解しております。といひますのは、我々が今回の法律で検討したのは自然科学を中心に考えたわけでございますが、自然科学の場合には集団でいろいろ仕事をやる、本来そういう性格のものでございまして、人文科学の場合は個人で仕事をやるというふうなケースが多かろうと思ひますけれども、そういう意味で今回の法案では人文科学のみのものは除いておる次第でございます。

ただ、今後の科学技術政策をいろいろ展開するに当たりまして、科学技術と人間とか社会というふうなことが非常にかわりを持つてまいります。そういう意味で、今回の法律では人文科学のみのものを除きまして、人文科学と自然科学が一緒になつていふものを対象にしている、こういうことで御理解を願ひたい、こう思う次第でございます。

なお、人文科学の研究の大部分は大学で行われ

ているというふうに理解しているわけでございますが、大学につきましても教育公務員特例法で別途身分的なことについては措置されております。そういうことで、この法律の適用がなくても大学においてはかなり自由に、弾力的にいろいろな仕事ができるという仕組みになっております。

○安井委員 一応その資料を見せていただいて、さらに審議をさせていただきたいと思ひます。

動燃事業団の貯蔵工学センターが問題化しているわけですが、こういうのはどういふ扱いになるわけですか、この法律では。

○長柄政府委員 動燃事業団は特殊法人でございますので、この法律で言います「国以外の者」に当たります。

○安井委員 では、そういう立場で研究交流を進めることにはなるわけですね。

○長柄政府委員 そのとおりでございます。ただ、特殊法人は身分法上は純粋民間でございませんで、いろいろと国家公務員と行き来する場合に、退職金その他の隘路というような問題はございませんで。身分上は国家公務員とほぼ同等な地位を占めるというふうな特殊な性格を持つております。が、この法律で言います「国と国以外の者」と分けました場合は「国以外の者」に該当いたします。

○安井委員 それに似たようなもので農業機械化研究所というのを私先日見てまいりました。これに関連する法律案が今出て、これは農林水産委員会審議しているわけですが、ちよつとおかしいなと思つたものから、そのことを、きょうは農林水産省からもおいていただいておりますね、ちよつと御説明いただきたいと思います。うわけであり

ちの多い研究を進めているわけですが、今度はその生物系特定産業技術というのですかね、そういうものに対して融資をする。その融資の機関を農業機械化研究所にうつしたわけですね。だから、アカデミックな研究機関と融資機関とが一緒になって妙な名前になったわけですね。必然性がないような気がしてならぬわけですね。

これも、さつき私は臨調行革に対する批判を申し上げましたけれども、とにかく名目的にこれらの機構を減らしさえすればいい、そういう原則と、もう一つは今度の機構の中には、金貸しなもので、それから大蔵省も入ってくるわけですね。大蔵、農林との間の権限争い、官僚的な割拠主義とでもいいますか、そういうものとの奇妙な妥協の産物だと私は見てきたわけでありす。しかも、今までの農業機械化研究所は特殊法人なんですね。今度、これを特別認可法人にするわけですね。特殊法人が一つ減ったということも、行革の手柄になるのかもしれない。その生物系特定産業の研究といいますが、いわゆるバイオテクノロジーといったようなものではないかと思うのですけれども、そういうものへの融資業務、私はこれを否定するわけじゃない。これはほとんどやっつけかべきことであると思うのですが、何か二つ一緒にしちゃったことがどうも不合理を生じていくのではないかというのを、この間現場を見てきて心配をしてみました。

そのあり方について、例えば農業機械化研究所というのは、インステイテュート・オブ・アグリカルチュラル・マシーナリーという名前、略称IAMというので国際的にも通っているわけですよ。それが今度妙な名前になって、一体これはどうすればいいんですかという話を研究員の人たちからも聞いてまいりました。科学技術の研究という大事な仕事を何が行革ムードの中で変なものにゆがめてしまっているということ、私は大変に遺憾に思ったわけでありすが、ひとつ御説明ください。

○兵藤説明員 お答えいたします。

今までは、どちらかというと農林漁業に関する技術研究というのは、国、県が中心といえますか。かなりウエイトを置いてやってまいりました。しかし、近年に至りまして、一つはバイオテク、新素材、あるいはメカトロニクスみたいな、新しい、先端的な技術の進展に目覚ましいものがあるわけですね。それからもう一つは、一村一品運動みたいな感じで、何とか自分の地域の特産的な農産物あるいは特産的な食品加工をしたいという面、そういう両面にわたって、民間の技術研究の意欲がかなり高まってきております。国全体としての技術開発力を高めるといっては、国全体としての生産性の飛躍的向上という点から極めて重要なことだと考えているわけでございます。したがって、民間のそういった試験研究に係るリスクマネーの供給あるいは産学官の連携を一層推進することによりまして、バイオテク等の先端的な技術のみならず、農業の地域性を生かした特産的な食品の開発というところまで、極めて幅広い分野の民間における技術研究を支援するということが、我が国の農林漁業の体質強化を図るために極めて重要であると考えたわけでございます。

そこで、御指摘の機械化研究所との関連でございますが、このような民間の技術研究の支援と機械化研究所で実施している機械化促進法に基づきます研究の間には、技術研究を通じての農業の体質強化を図るという点では、目的、趣旨は当然のことながら一致しておりますけれども、機械化の研究に際しまして、例えば新しい農業資材あるいは新しい特性を持った品種の開発、そういった農業機械以外の分野の研究と密接な関連があるわけでございます。これらを本機構で一体的に行うということが今後の両事業の推進上有効であるというふうにまず考えたわけでございます。現在審議をお願いしております生物系特定産業技術研究推進機構法案におきましては、このような判断に立ちまして、一方行政簡素化の要請にも配慮いたしまして、農業機械化研究所を発展的に改組し、これらの両業務をあわせ行う機構を設立するとい

うことにしたわけでございます。

○安井委員 これはきょうの本題ではありませんから、指摘だけにとどめておきたいと思いたすが、今の御説明のように、バイオテクが大事だということをおっしゃるわけでは決してないわけですね。そのとき、農業機械化研究所を見た帰りにキッコーマンの生物科学研究所を見たりしたら、大変基礎的な研究で、いわゆる細胞融合、草と草の細胞融合はポテトとトマトの融合がポマトというあれで成功した例をさらに乗り越えて、樹木と樹木の細胞融合、ここではカラタチとオレングジの融合に成功して、これくらいの高さのひよろつとした植物を見せられました。オレングジとカラタチの融合ですからオレタチというのだそうです。

いずれにいたしましても、バイオテクの研究をどんどんやってほしい。それはもうわかるのですけれども、この機構はその研究機関じゃないのですよ。バイオテクをやるときのお金を貸すという、それだけなんです。その機械化研究所というのは、きちっとした、まさに農業の近代化のために大事な研究を、トラクターなどについてもいろいろやっていきます。だから、農業機械化研究所が金貸しもやります、そういうスタイルですから、私はどうも、これが今の政府の科学技術政策の一つのあらわれかな、そういう印象を受けましたので、ひとつ問題点として指摘だけしておきます。

そこで、研究公務員の問題でございますが、第二条の第二項ですね。これはちょっと読み方がわからぬところがあるわけでありすが、研究職とか教育職とかを指すものだと思いますが、これも「政令で定める者」ということになっているわけですね。これも選択の基準はどうなのかということについて伺いたいと思います。

○農林政府委員 第二条第二項の研究公務員の定義でございますが、一号の一般職について申し上げますと、「別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員」、これはいわゆる研究職でございますが、ただし一般を除いております。これは一般には、

大学を卒業して国家公務員試験を受けて入った研究者でございます。これについてはすべてでございます。政令で定める者」と言っておりますのは、別表第六教育職俸給表(一)それから別表第八医療職俸給表(一)を受けている方で研究をやっている方の方であります。

研究職というのは、間違いなく研究をやっている職でございます。

医療職といいますが、一般には病院のお医者さんでございますが、医療職の中には、病院におきまして例えば臨床研究部というような研究部門を持つています、そういうところで働いていらっしゃるお医者さん、実際に研究をやっているしやいますお医者さんは、何々病院の何々研究部で研究に従事していらっしゃる医療職の方というふうなことを政令で定めることにしております。

教育職につきましても同様でございます。これは括弧内で「教育公務員特例法の規定の適用又は準用を受ける職員を除く」ということで、いわゆる国立大学の先生方は適用除外になっておりますが、その他の教育職といえますと大学校でございます。大学の教授、助教授、講師などをさしている、自然科学の研究をなさっている方、こういう方につきましても別途政令でその範囲を定めるといふようにしております。

第二号につきましても、同様の趣旨でございます。

○安井委員 これもひとつ政令予定事項として、もう少しわかりやすい資料を出していただきたいと思いたす。

それから、自衛隊、防衛庁等の規定がこの中に入っているわけでありすが、私の調べたところでは、二月初め段階の検討事項のときには防衛関係は入っていないかと思うので、その後に入れたのですか。検討中の経過についてちょっと伺います。

○農林政府委員 昨年行革審答申を受けて、すぐに科学技術庁を中心に各省が集まりまして、相談しながらこの法案の内容について検討したわけ

ございませうが、法案の検討の当初から、国の研究機関で研究なさっている研究者の方を全部含めるという考えで進んでまいりましたが、ただ、けさ八木先生の答弁にも申し上げましたが、防衛庁の研究者の方は特別職である、その他の省庁の方は一般職である、一般職と特別職の研究者の方を一つの法律で扱うのがいかどうかという立法技術上の問題で、別にどうかという検討をした事実はございませう。結論といたしましては、同じく研究に従事しておられるということで、他の法律でもこういう例はございませう。そういうことで、防衛庁の研究者の方、その他の省庁の研究者の方を同一の法律で扱うことにしたものでございませう。

○安井委員 当初の検討が進んでいる中で、官房の方から防衛も入れるよというので急遽入れることになった、そういうふうな話を聞いておりますが、どうですか。

○長柄政府委員 そういふことは私も伺っております。それは、別なところに移した議論にしたいと思ひます。

○安井委員 それは、別なところに移した議論にしたいと思ひます。

この第十条に「配慮事項」というのがあつて、「国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮」といふような言葉が国際交流に際して規定されているわけでありませうが、この研究職の中へ自衛隊あるいは防衛庁関係の公務員を入れるに際して、この「配慮事項」がそのままここにかかつてくるということでないにしても、この趣旨はこの法律案全体に貫かれるべきではないか、そういう意味合いからも、防衛庁職員の関係が入ってくるということはどうもおかしいのではないか、私はそう思ひますが、どうですか。

○長柄政府委員 第十条の「配慮事項」でございませうが、この法律を適用して「国際的な交流を促進するに当たつては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払ふものとする。」

こういう特別な配慮事項がございませうが、本件

は、防衛庁の職員が身分法的にこの法律の対象になるかならないかということには一切無関係でございませう。国が約束しておりますいろいろな約束事、こういうことについて国際協力を進める場合に十分特別の配慮を払ふ必要があるということをは、防衛庁を入れるかどうかという話とは一切関係ございませう。

○安井委員 この規定の中で、休職の場合の扱いがございませう。休職をして民間の企業に出て、そこでの共同作業で例えば兵器生産をやるというふうなケースも出てくるのではないかと。その際、休職中であつても国家公務員としての性格が残っているわけですから、その場合は企業に奉仕するといふのが国民全体に奉仕するといふのか、その公務員の立場というものが問われるように思ひます。つまり、国家公務員法との関係においてどう理解すればよろしいのですか。

○吉村説明員 ただいまのお尋ねの点は、研究公務員が休職をいたしまして民間企業に行きまして、民間企業から給与をいただいでそこで働くといふケースでございませう。当然公務員としての身分は残つておるわけでございませうが、通常の公務員に課されております職務専念義務というものはその限りにおいて免除をされるという形になりますので、その点は御指摘のようなことはないといふふうに思つております。

○安井委員 たとえ休職であつても国家公務員としての職責というか、法律上の立場というのはそのまま残つておるというのですか、それとも休職になつてしまふばもう関係なくなるのですか、もう一度。

○吉村説明員 休職でございませうが国家公務員としての身分は保持されるわけでございませうので、そういう意味で制約がございませうけれども、同時に、職務専念義務というものが免除をされますので、その特定の相手方の職務に従事するといふこと自体が問題にされるということはないといふふうに理解をしております。

○安井委員 これは後でもう少し触れますけれども、いろいろ問題が起きる可能性のある規定ではないかと思ひます。それから、これは後で共同研究の場合に触れてまいりますが、外国人との場合もありませう。これも後で一緒に触れます。民間の機関との交流の場合とか外国との交流の場合とか、いろいろあるわけでありませうが、そこらでどうも問題が生じそうなのがあるわけでありませう。

その前に、外務省の渡辺審議官においでいただきまして、この件は後回しにして、S D Iの問題をちよつと伺つていきたいと思います。

第三次官民合同訪米調査団の調査が終わつた。今お見えの渡辺外務省北米局の審議官、団長として行かれたそうで、本日に御苦労さまでした。リビアとの関係で今お忙しいときさうです。から、ほんのわずかの間にあなたに對するものだけを終えて、あとは安保課長がいてくれると思ひますから、それと議論に移りたいと思ひます。

今度の調査で、S D Iの研究の状態について見てきた感想からまず伺ひます。

○渡辺(九)政府委員 お答え申し上げます。私も調査団は、先月末から、大体全員が帰つてまいりましたのが先週末でございませうけれども、その間、米国内の十四カ所ほどのS D I関連の施設を訪問してまいりました。

この施設の中には政府関連の施設、研究施設等もございませうし、それからまたS D I研究に現在参画しております米国の民間企業、それから大学の研究所等もあつたわけでございませう。それぞれ場所それぞれ研究内容について説明を受け、また、若干の施設等の視察もいたしてまいりました。

調査の結果の詳細につきましては、現在資料を整理し、報告を取りまとめておりますところでございますので、御質問にお答えいたしまして若干の全般的な印象のようなものを申し上げます。ただ、第一に、アメリカ側は政府それから民間企業ともに協力的でございませう。

で、調査団といたしましては、S D I研究計画の現状の説明、視察等は相当十分にできたという印象を持っております。その結果、S D I研究計画と言われるものの全体の姿というものを、それなりに正確に把握できたのではないかと思つております。また、米国内で政府、政府機関、企業等が協力し合ひまして、非常に幅の広いS D I研究計画という技術の研究の推進のために取り組んでおられるという意味でも、その姿が把握できたと思つております。

それから技術面につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ報告書あるいは報告の取り上げの段階に至つておりませんけれども、各種の技術の現状、それからS D I研究計画を通して目指すところというふうなものを、かなりの程度にこれも把握できたといふふうに考えております。

○安井委員 報告書はいつごろまでに御提出になりますか。

○渡辺(九)政府委員 調査団といたしましては、できる限り早急に集めました調査結果を整理いたしまして、報告に取りまとめたといふ考えでおりますけれども、何せ先ほど申し上げましたように非常に数多くの関連施設を訪問いたしまして、非常に多くの情報を得ておることでもございませうので、全体の取りまとめにはなお若干の時間を要するかと思ひますけれども、できるだけ早急に考えておるわけでございませう。

○安井委員 これは後でもう少し議論をしたいのですけれども、先ほどの八木委員とのやりとりの中でも、防衛性のものか攻撃性のものかというふうなことも非常に大きな関心であるわけですから、アメリカの方はもちろん防衛性という性格を非常に強調しておりますが、あなたの目ではその点は心配がないように思つたのか、あるいはコスト等も、これはもう大変なものになるように思ひますが、日本企業がそれに関与することについて、コストの問題についても非常に関心が大きいと思ひますのでありますが、その点についてどのような

評価をなすつたか、伺います。

○渡辺(元政府委員) ただいま先生御指摘のコストの問題とおっしゃいますのは、恐らくSDIという戦略防衛体制をつくり出す場合にコストがどのくらいになるかという問題かと思えますけれども、私どもの承知しておりますところでは、まさにその技術的な意味での実現可能性の問題と、それからコストの面で一体そういうことが可能であるかというのを研究いたしますのが、いわば現在のSDI研究計画の二つの大きな基礎のようなものになっていくというふうに承知しております。

それから攻撃性、防御性の話でございますけれども、まさに先生御指摘のとおり、このSDIというものが仮にできます場合に、その目的とするところは防衛的なものであるというふうに承知いたしておりますし、私も技術の専門家ではございませんけれども、私の持ちました印象に關しまして限り、それに特に矛盾するようなことが行われているとは思いません。

○安井委員 もう一点、SDIに日本が参加するに際して、秘密保護法の制定を向こうが要求するのではないかと、いやそんなことはないだろう、いややはり何かあるのではないかと、そういう議論がいろいろあるわけでありまして、その点はどういうふうな受けとめておられましたか。

○渡辺(元政府委員) 秘密保護の問題に關しましては、まず一般的に申し上げますと、米政府の何人かの人がそれぞれいろいろな形で秘密保護について発言を行っているようでございますけれども、私も実はまだその参加の問題につきましても、いろいろな角度からの検討をしているという段階にございますので、参加の場合にどういふことになるかというところまで突っ込んだ検討をしてはいるわけではございませんし、また、今回の調査団は技術面での現状を特に民間の方の参加をいたしたいというところが目的でございますので、調査団としても、特にその辺については調査をしてまいらなかつたわけではございません。

○安井委員 忙しい留守番役を引つ張り出してきただけですから、一応お帰りになって結構です。安保課長はおられますね。それでは、あとお話し合いに入っていただきたいと思ひます。

結論を出す時期はいつかというようなことは、これは中曽根首相にでも聞かなければならぬからなので、河野長官に伺つてもお返事が得られないように思ひます。ただ秘密保護法の問題については、来日中のパール国防次官補が、アメリカの国防総省内の考え方としてではないかと考えられるものであります。やはり秘密保護法が要るのではないかと、あるいはこれを示しているという報道もあるわけでありまして、これは外務省として、あるいは防衛庁も関係があるのかわかりませんが、どうお考えですか。

○岡本説明員 昨年の十二月十日、パール次官補がアメリカの議会におきまして秘密保護に言及した証言を行つております。私も聞いたしましては、一般に一国がほかの国に対して国防上機微な情報提供をいたします際に、しかるべき秘密保護措置をとられることを前提とするといはば当然のことと考えておりました。アメリカ自身、従来より、国防に關する秘密情報他國に渡すときは何らかの秘密保護措置を要求していることが通例でございます。

ただ、SDI問題に關しましては、その後いろいろな発言が米政府の關係者によつて行われておりますし、米國として日本側何を要求してくるか、そこそこはまた定かではございません。SDI参加問題につきましても、私も今全く白紙の状態に検討中のごときでございます。そのあたりについてまだコメントをする段階にはないわけでございます。

○安井委員 防衛庁から簡井参事官、小池審議官においでをいただいているようでありますが、國會での本院安保特別委員会に加藤防衛庁長官は、防衛庁も独自の立場で検討している、その中身としては、SDIは防衛兵器だとアメリカが言うのに対して、ソ連の方は核攻撃の誘惑に駆り立てら

れる危険な兵器という言い方もしているわけですね。そういうこともいろいろあるからだろうと思ふのでありますが、防衛庁独自の立場での検討というのはどういふふうに進んでいるのか、この際伺ひます。

○簡井政府委員 技術的には、在來の調査団あるいは今回の調査団等の調査結果をもとにしまして、それなりの部内の勉強は続けております。それから、ただいま先生の御指摘になられました事項につきましては、防衛庁といたしましては、米ソの核戦略あるいは軍備管理交渉等の問題につきましても、我が國の防衛に与える影響といったことは当然でございますので、従来からそういった研究を行つておりましたけれども、その一環として研究を行つていくというものであり、いつまでもに報告を出すといったような作業ではございません。

○安井委員 これは、私も安保委員会にいたわけではございませんが、新聞の記事によりますと、加藤長官は、SDIがアメリカの対ソ戦略を大きく変えるものかどうか、それが技術的に可能かどうか、SDIをつくることによつて逆に攻撃兵器を増大をさせる、こういう方向に行くかどうか、これらに注目しながら調査をしている、こういうふうな述べたと伝えられています。これらの点については、今最終的な結論が出たことではないと思ひますが、どういふふうにお考えか。これは外務省の方の見解もあわせて伺ひたいと思ひます。

○簡井政府委員 SDIの戦略構想ということに對します諸般の影響ということについては、ただいま御案内のような御意見とか、いろいろな意見が世の中であつております。そういうことを踏まえて、私も伺ひたいと思ひましては防衛研究所というところでも研究を行つておりますし、部内においても検討を行つておりますが、まだ結論というふうな格好には至つておりません。

○岡本説明員 SDI研究計画がソ連との間の戰略的關係をどのように変えていくかという御質問

だと思ひますが、SDI研究計画は、第一に、一九九〇年代を目指しまして、その段階でアメリカとして今までの攻撃手段にかわる防衛手段による新しい戦略をつくることのできるか、そのための抑止の程度を増強することができるといふかという長期の研究計画でございます。今この研究の過程でソ連との戰略が直ちにどのように変わっていくかということは、なかなかお答えしにくいかと存じます。ただ、米國は再々このSDI研究計画が同時に軍備縮小努力と並行して行われなければならないということも強調しております。また、その過程におきましてもソ連と協議しながらこれを行つていく、したがつてソ連との間でできるだけ協調的な姿で相互に利益をもたらす合意の防衛システムをつくり上げる、このような戰略と我々は理解しております。

○安井委員 科学技術庁としての検討を慎重にされる、こういうさつきからの話でございますが、どういふ方向で検討されておりますか。

○河野国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、第三次の調査団が帰つてきて報告書が出てきて、その報告書をまず十分精査するというところから始めなければならぬと思ひますが、今外務省、防衛庁それぞれ御答弁がございましたけれども、科学技術庁には科学技術行政の重要な役割があるわけでございますから、参加すると思へばこのSDI研究というものが日本の科学技術政策にどういふかかわりが出てくるか、あるいは参加しないと思へばどういふかかわりが出てくるかというところをよく考えなければいけないという点、は今申し上げたいと思ひます。

(委員長退席、塚原委員長代理着席)
○安井委員 今そういうお答えが各省庁からございまして、これは外務省ですか、もしも参加すると思へば政府間協定を結ぶのか、それとも民間の任意参加に任せるのか、どちらの道をとうとお考えになつておられるのか。また、向こうの方はどういふふうな意図を持つておられるのか。これらの問題について現在の段階のお考えをひとつ伺ひます。

○岡本説明員 これまで政府といたしましては、三次にわたる調査団派遣等を通じて、SDI研究計画の実態、その研究の進捗状況、技術的な側面等を調査してきたわけでございます。私どもといたしましては、まだ日本の参加を前提といたしました話し合いは米国の間では行っておりません。したがって、日本が仮に参加するとした場合にどのような形になるのか、民間の企業をどのような取り扱いにするのかといったようなことは全く白紙の状況でございます。またお答えする段階にはないわけでございます。

○安井委員 中曽根首相が日米首脳会談を終えて帰途についているのではないかと思います。ここでこの問題について何か言明があるのかどうかということをお聞きしたいのですが、幸いというのか、幸か不幸かそういう報道はないようであります。ロン・ヤス会談でそう簡単に安受け合いをされてはもう困ると思っております。政府としての参加言明をするのではないかと報道もありません。そうかと思うと、いや参議院議員選挙の後まできつとした答えは延ばすのじやないかというふうな言い方もされていようであります。その点はどう判断すればよろしいですか。これは大臣ですね。

○河野国務大臣 今岡本安保課長からも御答弁がありましたが、私も関係閣僚の一人と考えておりまして、第三次の調査団の報告書が先ほど来申し上げておりますように出ましたならば、恐らく関係する閣僚がそうした点について相談をするというふうな場面があるのではないかと。それが検討のスタートであって、ゴールといえますか、いつ意思決定をするかということについては今の段階では全く決まっております。総理、外務大臣がそれぞれ予算委員会等でお答え申し上げておりますように、いつまでに決めなければならぬというのではない、これはすぐれて日本が自主的に判断をするということだろうと思っております。

○安井委員 きょうの段階ではそれ以上お聞きしようたつて無理かと思いますが、先ほどの八木委員とのこの委員会でのやりとりの中で、宇宙開発との関係がいろいろ議論されておりました。私どもも全くそのとおりで、平和目的に限るという国会の決議が生きている以上、そうやすやすとSDIに乗り出すというようなことにはならぬと思っております。

先ほどの議論の中でも、何か防衛というのは攻撃とは違つて軍事的なものではないかというふうな言い方で、そこかなりのやりとりが行われたやうな気がするのですが、リビアでアメリカがきょう行動を起こして、もう外務省みんな空っぽなものですから、審議官もそれで長くここにいられないということはおぼろげになったのですけれども、アメリカは防衛のためにリビアに行動を起こしたのだ、こういうふうな説明をしています。だから、爆弾を落とすことも防衛手段の一つなんだそうですから、防衛ということと攻撃ということのは裏腹であつて、軍事的ということにおいては同じものだと私も思わざるを得ないのであります。さっきの議論の蒸し返しのようですが、ひとつ安保課長、お答えください。

○岡本説明員 先生御指摘のように、兵器の体系におきまして、防衛的なものと攻撃的なものの厳密な定義分けというものは困難な面があると存じます。私どもが理解しておりますのは、さきの御答弁でも申し上げました次第ですが、SDIというものはこれまでの核兵器、大量破壊兵器とは目的、その態様が異なつていて、他国の国民や国土に大きな殺傷、破壊をもたらすことを目的とするものではない、これはあくまでも、放置すれば自国に大量破壊の被害をもたらす相手方のミサイルが飛んでくる、そのミサイルに対してのみ今考えられております技術力を駆使して対応し、そのミサイルを個々に無能力化していく、このような技術の体系であると了解しております。その差を先ほど来御説明してきたものでございます。

○安井委員 それもまさにそのとおりの役割だというふうなアメリカは説明をしているわけですが、ただ、さっきの議論の中でも高射砲の話が出たやうに思つたのですが、高射砲は防衛で撃つんだ、こう言うのですけれども、この前の戦争のときも、ノモンハンなどはもうすっかり防衛手段がなくなつてしまつて、高射砲を水平にして戦車を撃つていたのです。だから、もうそんな全くの防衛御オナリだといつたつて、これはソ連でなくてもなかなか納得させがたい論理ではないかと私は思うわけでありまして。とにかく空に飛んでいるわけですから、向こうのソ連側のICBMを撃ち落とすというのが役割だと言われたつて、何かの機会に核攻撃の誘惑に駆り立てられるということがありはしないかということから、これは危険な兵器だと言つていようです。私はソ連の肩を持つわけではありませんが、今のような議論だけではよほどこれは人がよくなければ、中曽根さんが人がいいのかどうか知りませんが、中曽根さんなかなかにアメリカの言うとおりでずと乗れる話ではないように思つております。

ところで、米ソの協定が必要なんですよ。いわゆるABM条約で、ミサイルに対する開発もできないということになつていようわけですね。ですから、まず何よりも米ソの間で意見の一致がなければ、SDIを製造し、空に打ち上げて仕事をさせるというわけにいかぬわけでしょう。これは先ほどの議論の中でも言われていたことですが、どうですか。

○岡本説明員 ABMとの関係でございますけれども、もちろん日本政府はABM条約の当事国ではございませんので、これを有極的に解釈する立場にはございませんが、一般的にはABM条約は研究までを禁じているものではない、このような理解のもとにアメリカは今SDI研究計画を進めているわけでございます。そして、レーガン大統領以下政府首脳部は、たびたびにわたりまして、アメリカとしてはSDIの研究につきABM条約を含むいかなる条約上の義務にも背馳することはないと表明しております。私どももそのように

受け取つていようわけでございます。

○安井委員 というふうなアメリカは言つていようわけですね。しかし、ソ連の方はそう言つていないわけですね。ですから、私は両方の合意がなければいかぬのではないかと思います。研究ならいいじゃないか、これは現にアメリカもそう言つておるわけでありまして、研究段階で日本がいわゆる技術交流ということではどなたも出さずして手伝う、どんな話が進んでいく。ところが一方、米ソの話し合いがなかなかまとまらない。それで決裂してアメリカはもうSDIを断念すればいいのですけれども、そのSDIの計画をそのまま強力に押し進めようとする。そういう場合になつて、日本はそれではやめましたと言つて戻らなければいかぬじゃないですか。研究でずつと行つていて、あるいはその研究の中に日本のいろいろな頭脳がもう全部つぎ込まれていつて、そして最終段階にいざ実行に移すという場合に米ソが大変な事態になつてしまつた。そういう中には日本は入りたくありませんと言つてみたつて、もう手おくれになつてしまつていようわけですね。ですから、もし日本政府がSDIに協力をするというふうなことを決めるなら、米ソの話し合いが決まつてからでいいじゃないですか。それまではたとえ研究であつてもその中に関係するということはすべきではないと思つております。どうですか。

○岡本説明員 SDI研究計画につきまして、アメリカ側の認識は、研究段階と配備の段階は全く別物であるというものでございます。すなわち、研究計画はABMのもとでも完全に許容されているもの。それからその先の配備につきましては、アメリカとしては厳しい解釈、狭い解釈いろいろございまして、現在の時点では、そこから先に至る場合にはまず第一に同盟国との協議を行つていく、そしてソ連との交渉を経た上で結論を出す。今の研究計画というのは、後代の、自分より後の大統領、それから議会が実際にSDIのシステムを配備するかどうかを決定するための検討材料を提供するものだ、これが米側の認識でござい

います。中曾根総理もレーガン大統領に対しまして昨年の一月にこの点は確認されておりました。SDIシステムの開発、配備については同盟国との協議、ソ連との交渉が先行すべきであるというのをいわゆる五つの原則の一つとして確認しているところでございます。

〔塚原委員長代理退席、委員長着席〕

○安井委員 ソ連とアメリカとの間では、いまだに意見の一致がないわけですね。攻撃兵器なのか防衛兵器なのか、そういう見方についても非常に不安定な論争、結論が不安定であるわけです。そういうような中で、それがまがり間違えばアメリカが強行していくし、ソ連は絶対反対というようなことで、両超大国の核の対決に発展しないとも限らないという大きな問題であります。だから、それに日本が巻き込まれるということでは困るわけなので、ABM条約の問題がはつきりしない段階で日本がどんどん深入りしていく、そういうことで結局その段階で思いとどめようとしたって、先端技術はもうどんどんアメリカの方へ流出してしまう、事によつたらアメリカの産業体制にも利用されるかもしれないという不安を持っている企業者もあるようであります。ですから、今いろいろ慎重な態度で検討するのは結構でありますけれども、やはりはつきりした米ソの見通しが立たなければSDIは機能しないわけですから、そのはつきりした見通しが立つまでは慌てて必要はないのではないかと、そう思うわけでありまして、安保課長を中曽根首相に見立てて今質問しているわけなんです、どうでしょう、政府の一員として河野長官。

○河野国務大臣 安井先生の御指摘は、安井先生のお考えとして理解をすることが出来ます。この問題は、アメリカのレーガン大統領がレーガンさんの政治哲学といえますか、人生観といえますか、世界観といえますか、あるいは理想と申しますか、そういうものの中から生まれた一つの計画であつて、これからこれがどういう形で実現していくのかというためには、まだまだ相当いろいろ

な問題を乗り越えなければならぬことがあるだろうと思ひます。少なくとも日本がそれにどう対応していくか。私は、先ほどから申し上げておりますように十分に慎重な検討が必要だ。先ほど来のお話の中でいろいろ出てまいりますけれども、アメリカにおきましてもSDIについてはいろいろな方がいろいろな発言をしておられる。どの発言がオーソリティーがあるのか、どの発言が少なくともSDI研究というものを正しく表現しているのかということについても、私はもともと慎重に精査する必要があるのではないかと、今この時点ではそんな感想を持っているわけでございます。日本、日本の外交上、日米関係、あるいは国際的な立場、あるいは防衛上の問題、あるいは先端技術の初めとする通商政策上の問題、あるいは科学技術政策の問題、いろいろな角度から十分に検討しなければならぬ、こういうふうにお思ひしておるわけでございます。

○安井委員 四月十日にアメリカはネバダの実験場で地下核実験を実施したと伝えられています。SDIの構想でそんなものは要らなくなってくるはずなんでありまして、そういうような実験はソ連を非常に刺激して、ソ連の方はアメリカがやらない限りはやらぬ、こう言っていたわけですから、ソ連の方もやはり実験をやるということになるのではないかと思います。また再び核実験競争が激化するというおそれもあるわけですね。ですから、一方でSDIと言いつながら核実験を強行するとうふうな態度では、まともな態度ではないように私は思ひます。このネバダの核実験について、政府としてはどういう見解をお持ちなんですか。

○岡本説明員 先生御承知のとおり、核実験の一回について米国は対外的に明らかにしない政策をとっておりまして、私もその詳細は存じない次第でございます。

SDIと核の関係につきましては、確かにアメリカにおきまして、研究開発計画の一部といたしましていろいろエックス線レーザーというものの

可能性も今追求されているとの報道があるわけでございますけれども、アメリカは全体的な姿勢といたしまして、これはあくまでも非核の防衛手段である、仮にソ連が核エネルギーを利用した同様の兵器を開発した場合に米側としてはそれに有効的に対応しなければならぬという観点から研究しているだけであつて、あくまでもSDIそのものはアメリカが今考えているところは全体として非核である、これが私どもの認識でございます。

○安井委員 いずれにしても、私が先ほど来論じてまいりましたように、米ソの間の話し合いが明確になるまで日本の参加を促す必要がない、そういうことを繰り返したいし、さらにまた、先ほどの八木委員とのやりとりの中で宇宙開発事業団法の際のやりとりが大事になつてまいりますので、次の機会には事業団の方からも責任者に出席をしていただくような運びを委員長にお願ひしておきたいと思ひます。さらにまた、SDIに絡む問題に政府が明確な態度を示し得ない状況の中で、その根拠法ともなりかねないこの研究促進法の通過を急ぐべきではないという八木委員の先ほどの発言を私も支持しているということを、こゝで申し上げておきたいと思ひます。

次に、さつき途中になりました共同研究のメリット、デメリットについて伺います。外務省、結構です。それから通産省も、お待ちを願ひました。時間が足りないようですからお引き取りをいただいても結構です。

試験場、研究所等の職員が民間に行つて共同研究をするというように、なるほどこの法律でも考えられているようなメリットは私も認めざるを得ないと思ひます。ばらばらになつていゝのをもう少し共同体制をつくるというのは、一方においてメリットがあるということも認めます。しかし、他方においてデメリットも大きいのではないかと申すわけですね。これはいろいろな側面から言えるわけでありまして、特定企業との癒着が起きたりする危険性が出てくるということになりはしないか。特定企業といったって小さな零

細企業との関係などというものはできるわけがありません。大企業に限られてくるのも当然であります。企業の側は、科学技術の大事な点を獲得したいと熱心にすることは間違いないと思ひます。しかしその反面、それが一たん企業のものになつてしまつたら、これは企業秘密ということに転化していきま。国の機関の試験研究というのは常に公開をし、特定ではなしに多くの国民にそのノウハウを利用してもらうというふうなことが本務であるけれども、特定の企業に行くことによつてそういうことになり、企業秘密という形でそこでストップしてしまふ、こういう心配もあるわけでありまして。

もともとこの研究交流を促進せよというのが行革から出てきたというのは、行革の中の主要なメンバーは財界の人であり、民間活力という側面から問題が提起されているわけなので、だからというわけではありせんけれども、私が今申し上げたような心配があるのをどうするかということがあります。特に国家公務員法では国民全体の奉仕者という立場を公務員に要求しています。さらに私企業からの隔離についても、いろいろと規定を設けているわけでありまして、そのことについて垣根を取つていくわけですから、メリットもある反面、デメリットも大きい。そういう欠陥にどう対処していくのか、そのことをまず伺ひます。

○長柄政府委員 この法律にもございまして、すなわち、国の機関と民間企業等が共同研究するとか委託研究するとかいうような場合に、民間企業側に国の研究者が休職して出向する場合にこの第五条を適用すること、これはいわば国の仕事をしに行くということでございます。その点ではその成果は一般には公表されるということになるかと思ひます。

それから大企業、特定企業と申しますか、大企業との癒着のような問題が起きるのじゃないかという御指摘かと思ひますが、こういう癒着などが起きることのないよう、それぞれの研究者ないし研究所はそれぞれの使命、役割を踏まえ、節度を

持つてこの交流に当たり、いやしくも官民懸着の批判を受けることのないようにいろいろな面できめ細かい配慮をしていきたい、こう考えております。

○安井委員 これはなかなか面倒な問題で、メリットとデメリットが裏腹にあらわれてくるわけですね。その成果を公開するといったって、その企業が了承しなければいけないでしょう。その企業の成果というものを企業は企業秘密という形で保護してもらいたいという気持ちになるのじゃないですか。どうでしょう。

○吉村説明員 五条によりまして研究公務員が民間企業に休職で行きます場合と申しますのは、国の委託研究を行う場合または国と共同研究を行う場合でございます。国の委託研究によりましては、当然のことながらその成果はすべて国に属するということになるわけでございます。工業所有権の確立のため一時的には公表できない時期的な問題もあるかと思いますが、究極的には国の研究成果でございますので、それは公表が建前ということになるかと思っております。

それから共同研究でございますが、共同研究につきましては国の分担及び民間の分担分があるわけでございまして、国の分担分につきましては、これも国費によってやっておるものでございまして、工業所有権の確立のために一時的に外に出せないといったケースはあるかと思っておりますが、原則的には公表されるものであるというふうな理解をいたしております。

○安井委員 その辺をよっぽどうまくやらなければデメリットの方が強く出てしまう、そういう心配があることを指摘しておかなければならないと思っております。

大学との交流についても、大学の自治がどうかとか、いろいろな問題もありますけれども、これはきょうの課題ではないと思っておりますが、同時に考えていただかなければならぬ問題だと思っておりますね。

特に、外国とのいわゆる国際交流の場合であり

ます。法案の第十条に「配慮事項」という規定があるわけでありまして、「国は、国の研究に關し国際的な交流を促進するに当たつては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務」という規定があります。「条約」というのはわかりますけれども、「その他の国際約束」というのは何を指すのか、これを伺います。

○長柄政府委員 「その他の国際約束」と申しますのは政府間協定でございます。政府間レベルで結びました協定でございます。

○安井委員 例えはどういうものになるか。その内容は何かなるものと考えておられるのか。

○長柄政府委員 この十条の政府間協定ないし条約によつて特に考慮しなければいかなうもの、例といたしまして細菌兵器に関する条約でございます。この条約によつて、微生物その他の生物剤について、それが兵器として使われるものは、いかなる国あるいは国際機関に対し何ら援助、奨励をしてはならない、そういうことでございまして、例えば微生物に係る研究を国際共同でやろうという場合、この細菌兵器に関する条約に触れないというのは当然のことでございますが、一層条約の約束を損なうことのないために、こういう条項が、条約並びに国際約束という言葉が入っているわけでございます。

これに似たようなケースとしましては、核不拡散条約、いわゆるNPT、また二国間原子力協定などで核拡散につながるような研究開発というものはしてはならないという趣旨でございます。

○吉村説明員 ただいま局長から、条約に着目をしていまして第十条の趣旨の御説明をさせていただきますが、先生お尋ねの政府間協定というのは例えどなんものがあるかということにつきましては、例と申しますれば、私も科学技術協力協定というのをいろいろ国と結んでおりますけれども、こういったものが政府間協定に当たるといふように理解をいたしております。

ただ、現実にはこの政府間協定の中で、特に技術の移転の制限といったようなことを書いておる

ものがございせんので、第十条の適用に当たつては、現時点において具体的に政府間協定で念頭に置くべきものはないという理解でございます。

○安井委員 「その他の国際約束」というのは、これは政府間協定ということなんですか。では、どうして政府間協定と書かなかつたのですか。その他の約束という言い方、国際約束という表現は、ほかにもあるものかもしれません、余り耳なれないのですが、どうなんですか。

○吉村説明員 協定という名前を使うこともございますし、協力、取り決めといったような言葉も使う、いろいろございまして、こういったものをひつくるめて通常「その他の国際約束」といった表現で対処をしておるものでございまして。

○安井委員 将来これはどんなものが入ってくるか、その辺が私もちょっと疑問なものですから、心配があるものですから、そのことを特に伺いたかつたわけです。そうしますと、協定と取り決めと、そのほかありますか。

○吉村説明員 国会の承認を得るまでもない、政府に任されておる問題につきまして、政府の名のもとにおきましてやっておる約束ということでございます。その場合でも名前につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、協力協定といった名称にしておるものとか協力取り決め、それから協定に基づきます実施取り決めといった、そんな名前の中で整理がされておるというものでございまして。

○安井委員 もう時間が少なくなりましたから、同じことをやりとりいたしませんけれども、どうも疑心暗鬼かもしれません、何かほかのいろいろなことを考えておられるのじゃないかという感じを受けるわけであります。

それから、最後に「特別の配慮を払う」という言葉がありますね。これはどういう意味ですか。

○長柄政府委員 この法案は国際交流を図るための特例措置を設けるものでございまして、本法案によつて国の国際的な共同研究等の交流が促進されることが期待されております。この条約、その

他国際約束等遵守すべきことは当然のことでございますが、この法案を契機に国際交流が盛んになるということでございまして、その国際交流をする際に、当然の義務でございますが、それに特別な配慮をするべきである、こういうことを特記、明記したわけでございます。

○安井委員 私最初に申し上げましたように、防衛庁関係がこの法律の条文になつた検討段階では、この第十条もなかつたのです。九カ条しかなかつたのですよ、私も一番最初手に入れた要綱では、それが防衛庁が入つてきてこの第十条も一緒に抱き合せて入つてきたというふうな、なかなかその裏の話をまでは肯定されないかもしれないけれども、私もそういうふうな理解をしております。

大体防衛庁を交流の対象に入れること自体がつかしいということを私は言つたわけですが、防衛庁とか自衛官の本来の仕事は戦争なんですよ。国を守るというか、戦争ということがあつたんで、したがつてミリタリズムというのが後にくつていっているわけですから、「国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮」、こういう取つてつけたような言い方をしてもなかなか納得しがたいものがあるわけでありまして。特にアメリカでは、言われている産業癒着というような前例がもうたくさんあるわけでありまして。そういうような方向に進んでいくということが一つ。

それからもう一つは、この「国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮」というような言葉をここに入れなければならぬような事態、つまりいろいろなことを予測しているからここに入れるのでしよう。こんなことが心配がないのなら、こんな規定はなくてもいいわけでしょう。ですから、この辺が問題なわけであり、しかも日米安保条約、それから地位協定があるわけで、秘密保護についてはそのらの規定もあるわけですね。したがって、国の試験機関で問題の結論を出す、成果を上げたその段階はオープンにしなければいけないわけですよ。ところが、安保条約とかかわり

によつて、例えばSDIでも結構ですけれども、そういう中に入ってきたら、これは軍事機密になつちやうわけです。ですから、そういう中で自然に成果を上げる科学技術がその成果の芽を摘まれてしまふ、そういう心配があるということをおこす機会に明確にしておきたいと思ふのであります。

○河野国務大臣 かねてから御答弁を申し上げておりますけれども、この法律自体は、科学技術庁は数年前から研究交流を促進したいと考えて準備をしてきたわけでございます。しかしながら、これまで政府内部の調整がなかなかつきませんで、何年かおくれで本年御提案を申し上げたというところでございまして、先ほどからSDIに絡んで急遽いろいろなものがこきつて出てきたのではないかととれるような御心配の御発言がございましたけれども、この法律自体は全くそうしたことから提案をさせていただいているわけではなく、ということとをぜひ御了解をいただきたいと思ふます。

また、第十条の問題につきましては、明らかに国際的な日本の現在の立場あるいは現在の日本の力、そういったものを考えまして、国際的な問題を配慮して第十条の規定がついたということとございまして、これまた特別のプロジェクトを頭に置いて、特別のケースを頭に置いてこの第十条が追加されたということではないということを申し上げたいと思ふます。

○安井委員 時間ですからこれで終わりにしたいと思ふますけれども、私たちはこの法律に盛り込まれている軍事的な要素というのを非常に心配するわけですから、時あたかもSDIと軌を一にしてあらわされてきたということも問題があるわけでありまして、けれども、そのことから、いろいろ御説明を聞いても、なかなか直ちにああそうですかとは言えない、そういう心境であります。ですから、先ほど来八木委員の質問の中でも保留といひますか、そういう趣旨の発言もございましたし、それらのことを考慮した扱いをこれからの審議の中でぜひ御

考慮を願いたいし、SDIについても極めて慎重な配慮が必要だということを長官もしばしば言われましたので、この法律の審議についてもぜひ慎重の上にも慎重な配慮で臨んでいただきたい、その思ひます。

創造性豊かな科学技術の振興、研究者が伸び伸びと研究を進めることができるような、そういう仕組みを我々はつくつていかなければいけないので、それが戦争への道につながるということでは断じて許されたいと思ふます。そのことを強く主張して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○大久保委員長 山原健二郎君。

○山原委員 委員長に最初にお願ひしたいのですが、私の質問中に、二枚政府から出していただきまし資料を用意しておりますので、御配付を御許可いただきたいと思ふます。

○大久保委員長 はい、承りました。

○山原委員 最初に、我が国の科学技術研究開発の現状につきまして、お知らせしてありますので資料を説明していただきたいのです。

その一つは、研究開発資金についてであります。基礎、応用、開発別に額とその比率について、また日本とアメリカ、フランスの比較をあわせまして御報告をいただきたいのです。

○長柄政府委員 日本の場合でございますが、統計が五十九年度までしかございせん。昭和五十九年度の値で申し上げますと、基礎研究九千六百億円、全体の比率一三・六%、応用研究一兆七千八百億円、比率二五・一%、開発研究四兆三千四百億円、比率六一・三%でございます。

米国の数字でございますが、基礎研究二兆八千八百億円、応用研究五兆三百億円、開発研究四兆八千七百億円、比率はそれぞれ一二・六%、二二・一%、六五・三%でございます。

フランスの場合でございますけれども、ちょっと統計が古ございまして昭和五十四年度のものでございまして、基礎研究四千七百億円、応用研究七千五百億円、開発研究一兆五百億円、比率は

それぞれ二〇・九%、三三・一%、四六・一%でございます。

○山原委員 続きまして、研究開発資金のうち政府負担の割合及び民間企業負担の割合について、できましてら日本、アメリカ、フランスの比較をいただきたいのです。

○長柄政府委員 政府負担の金額並びに割合でございますが、日本の場合、政府負担一兆五千億円、比率二二・一%、民間五兆七千億円、比率七九・九%、トータル七兆二千億円というところでございまして、米国の場合、政府負担が四百四十七億ドル、比率四七%、民間負担五百十三億ドル、五三%でございます。

それからフランスの場合、政府負担五百五十一億フラン、比率五八%、民間負担四百七億フラン、四三%でございます。

以上でございます。

○山原委員 資料ばかり申し上げて恐縮ですが、もう一つ、日本の政府負担割合の推移についてお伺ひしたいのです。

○長柄政府委員 昭和四十五年、五十年、五十五年、六十年、この四回、五年ごとの四カ年間にについてお答えしたいと思います。

昭和四十五年度約一兆二千億円のうち政府負担は約三千億円でございまして、全体の二五%でございました。これが昭和五十年年度では全体で二兆六千億円、うち政府負担七千億円で全体の二七%、昭和五十五年年度は全体で四兆七千億円、このうち政府負担一兆二千億円で全体の二六%、昭和六十年年度の調査はまだ終了しておりませんが、五十九年度の調査はまだ終了してございまして、全体で七兆二千億円、うち政府負担一兆五千億円、その比率は二二%となっております。

○山原委員 今数字をおっしゃいましたが、これはちよつとまだ詳しく見る余裕がありませんが、資金の内訳を見ましても、我が国は基礎研究分野が弱いと言われているわけでございますけれども、その要因は主として基礎、応用研究を担う大学や国立研究所などの政府負担の割合が少ないことと

関係をしていると思ふます。しかも、政府負担の割合は減少傾向にあるというふうに思うわけですが、この見方は正しいかどうか。

また、創造的、基礎的、科学的技術の振興ということをおつしやるならば、その主な担い手である大学や国立研究所の人的、資金的整備充実が緊急の課題だと思ふますが、この点はどのようにお考えでしょうか。率直にお答えいただきたいのです。

〔委員長退席、矢追委員長代理着席〕

○長柄政府委員 先ほど冒頭申し上げましたように、過去十五年間ほどの間で、政府負担割合がかつては二七くらいはありましたが二一まで下がつてきておるといふことでございまして、政府負担の比率が下がつてきておるといふことは非常に残念でございます。これは、民間企業の研究開発投資意欲が非常に盛んであるということと、政府もかなりふやしてきていただいておりますけれども、民間の伸びが非常に高いということと、結果として政府負担割合が下がつたものでござい

す。

昨今、科学技術政策大綱を初めいろいろなところで日本が創造的な基礎研究を重視しなければいかぬということを言われて、これも国民のコンセンサスになつてきているかと理解しているわけでございますけれども、これについても、我々は財政上非常に困難な状態でございまして、大学及び国立研究所等政府部門の中心となつております研究費をふやそうということと、六十一年度予算におきましても、一般的にはゼロシーリングというふうな中で科学技術に関する経費は四・八%伸ばしていただいたというふうなことで、この努力は御理解願ひたい、こう思う次第であります。

○山原委員 努力の点については私もわからぬわけではございませんけれども、やはり日本の科学技術における基礎、応用の部門の弱点といふのは、今までもこの委員会でも言われてきたところで、この点について、河野長官の御見解をぜひ伺つておきたいと思ふのです。これは当然充実すべき緊急の課題であらうと思ふますが、その点の

御認識をお伺いしたいのです。

○河野国務大臣 基礎研究を重視するということは、我々もそう考えております。ただ、山原議員から御質問がありまして局長から御答弁を申し上げましたが、基礎、応用、開発、それぞれへの投資の比率を見ていただきますと、日本とアメリカは非常に似ているわけでございます。

繰り返すことになって恐縮ですが、日本、アメリカはいずれも基礎研究に對します投資は一三%もしくは一二%ということで、日本、アメリカはどちらかというところと開発に對する投資が多い。それに比べて、フランスを初めとするヨーロッパ型といましようか、ヨーロッパの国々はどちらかというところと基礎研究に對する投資が非常に多くなつております。これはそれぞれの国の一つの特徴といましようか、そういう考え方が定着をしているということもあらうかと思ひますし、あるいはまた、いずれも民間の投資が非常に活発だ。これは私も、民間が非常にやるから政府が少なくていいとか、政府が少なくていいとか、エクスキューズをするつもりはございませんけれども、そういう社会的な構造は一つあるというふうには見ていいのではないかと。

しかし、いづれにいたしましても、先生から御指摘のとおり基礎研究、私も創造的あるいは基礎的研究重視、こう言つておるわけでございまして、これはただただお題目を唱えるということではなくて、実質的に実効を上げなければ意味がない、こう考えておりますから、そうした基礎研究重視型にだんだんと重心を移していく、そういうことでやりたいと考えております。ただ、それがただ単に金額の問題だけで表現できるか、あるいは制度とかそういうものでそういう点を重視するということも考えていいのではないかと、うふうに思つておることをつけ加えたいと思ひます。

○山原委員 民間の活力あるいは民間の活動というものがしばしば強調され、特に最近では民話論が出てきておるわけでございます。その民間活力と

いうものを数字の面で見ますと、民間企業の研究開発投資額の基礎、応用、開発の分野別を見てみますと、私の資料はちよつと古いのですが、これは昭和五十六年の産業技術開発長期計画策定研究会、ここでは基礎四・六%、応用一九・四%、開発七・六%という数字が出ておりますが、現在は多少の変化はあるのでしようか。

○長柄政府委員 現在の比率で言いますと、これは民間企業投資の基礎、応用、開発への比率でございまして、基礎研究に對しまして五・六%、応用に對しまして二二・〇%、開発研究に對しまして七二・四%となつておりました、他の国と比較いたしますと、我が国は基礎研究の比率では西ドイツと並んでおりました、西ドイツが五・六%でございまして、米國は三・一%、それからフランスは、これはちよつとデータが古いのでございまして、けれども、三・二%というようなことで、民間企業の基礎研究に對する投資意欲というのは他の諸國に比べて非常に強いということが言えようかと思ひます。

○山原委員 これは今おつしやつた数字で、基礎五・六%、応用二二・〇%、開発七二・四%、こういうことで、結局企業が科学技術研究の成果の企業化に力を入れるのは当然のこととございまして、研究開発投資に占める応用、開発、特に開発の比重が圧倒的に重くなるのは当然で、同時に、基礎研究の比重が軽くなるという結果が出てくるわけですね。結局、採算性の重視というのは民間企業の命題でもあるし、宿命でもあるわけでございまして。しかも、國際的にも競争が激化する中でますます強調されこそすれ、これを度外視した研究開発などはないわけですね。

〔矢追委員長代理退席、委員長着席〕
そのことが前提となりますと、民間活力を生かしての基礎的、創造的研究の振興といつても採算性を射程内に置いた狭い基礎的研究、すなわち目的基礎研究という言葉も使われ始めておりますが、そういうものに限定されてしまふのではないかと。従来の企業化を目的とした開発段階重視の対

症療法的な研究開発体制からの本当の意味の脱皮にはならないのではないかとと思ひますが、この点はどうお考えでしようか。

○長柄政府委員 山原委員御指摘のとおり、企業におきます基礎研究というのは五年先とか十年先の企業の採算といひますか、そういうことを意識した基礎研究でございまして、大学あるいは国立研究所など政府機関におきます基礎研究とはおのづから性格の異なるものというふうにご考へております。

基礎研究一四%と申しましたが、我々の認識としては、企業の基礎研究活動は非常に旺盛であるけれども、政府機関、大学における基礎研究はまだ弱いということで、国立研究所、大学等の基礎研究を今後強化していくというふうにご考へておる次第でございまして。

○山原委員 この問題につきましては、いわゆる科学技術會議、中曽根首相が議長をやつておりましたけれども、一昨年の十一月に出ました十一号答申でも、また行革審の答申、これは昨年の七月で、すね、この中でも、基礎研究と言わずに基礎的研究と「的」を入れておられるところにも、いわゆる目的性、採算性に対する配分が見られるように思ひます。OECDの場合は、基礎研究とは無目的であるという指摘がなされているわけですね。真理を探索して、その結果として新しい可能性を引き出すというのが基礎研究というものであらうと思ひますが、それが科学技術會議あるいは行革審では基礎的という言葉が入るところにも一定の問題があると思ひます。

同時にもう一つ、民間活力で基礎的研究を推進するところの場合、採算性を重視する企業にとつてはリスクの大きい分野を担わされることになりまして、採算性を度外視して國の基礎研究強化のために貢献するなどということはちよつと考えられませんが、それに対する手当とか、あるいは見返りを國の方で用意することに結局なるのではないかと。リスクマネーあるいは人材の供給とか研究成果の譲与など、結局一部の民間企業を國が優

遇するという結果になるのではないかと。今度の法案を一読する限り、そういう制度化がさまざまな形であらわれているのではないかと、受け取られ方もあるわけでございまして、それに対してはどうお考えでしようか。

○長柄政府委員 基礎研究とか基礎的研究というものは近年非常に大型化し、大規模になつております。非常にリスクの大きいもの、時間が大変長期間必要なもの、民間企業はやはり営利ということとを考へますから、こういう研究には手を出さないというところ、こういう非常にリスクで長期間を要するような研究については政府機関で研究を進めていかなければいかぬ、こう考へておる次第でございまして。

○山原委員 この委託、受託、共同研究の民間企業の参加件数について資料を提出していただきました。これを資本金一億円未満、一億円から十億円、十億円から百億円、百億円以上というふうに分けて委託研究、受託研究、共同研究に参加している民間企業の資本金別内訳というのを配りしたわけでございまして、それを見ますと、科学技術研究係では合計して一億円未満が七の三%ですね。それから百億円以上の資本金を有する民間企業が百六十二、六一%、十億円から百億円のところをこらんだとしまして五十二の二〇%。十億円以上の資本金を持つておられるところ、百億円以上はさらに多いわけですが、合わせまして八一%という数字が出てきておるわけですね。

それから通産省の方を見ますと、通産省の場合は合計して一億円未満が四十八の一五%、百億円以上の企業が百四十八の四五%、こういう数字が出てまいりました。通産省の場合は中小企業庁を含んでおりますから、一応一五%という数字が出てくることはわからぬわけではありませんが、いづれにしても研究交流促進法、本法案に盛り込まれたいわゆる民間優遇策が、具体的にほとんど大企業がその対象となるのではないかと、この点については危惧の念を持つておるわけでありますが、この点はいかがでしようか。

○長柄政府委員 国の委託研究あるいは共同研究等の相手方を選定する際、その企業の特許等が技術的能力、また経理的基礎、こういうものが非常にしつかりしているかどうかというふうなことを勘案して決定するわけでございませう。それで、科学技術庁でやっております先端科学技術分野、特に振興調整費でやっておりますような最先端の研究開発に關しましては、いろいろ選定をした結果、結果的には大企業、資本金百億円以上の企業にかなりの部分が行っているというのが実情でございます。

ただ、最近中堅企業、中企業、小企業あるいはベンチャービジネスといわれるようなところで、非常に特異な技術を持って育ってきている企業がございませう。こういう企業についても我々は広く民間の活力を利用するというところで今後とも努力していきたい、こう考えております。

○山原委員 いわゆる産学官の組織を超えた研究協力ということが随所に強調され始めております。これは臨調答申でもそうであり、科学技術会議の十一号、十二号答申あるいは行革審の答申、科学技術政策大綱あるいは産学官の報告などの中にもあらわれております。また、私どもが関係している教育問題の臨調審の中にもこのことが強調される情勢になっております。しかし、それぞれ性格や任務を異にする組織間の協力でありますから、そこにはおのずと踏まえらるべき原則あるいは越えてはならない規範といひましようか、規律といひましようか、のりといひましようか、そういうものがあるのではないかと思うのでございませうけれども、これは河野長官にお伺いしたいのですが、産学官連携はすべて是なりというお考えでしょうか。当然そこには一定の越えてはならぬのりというものがあるのではないかと思うのですが、この点どうお考えでしょうか。

○河野国務大臣 近年、研究の高度化に伴いまして多分野にわたる研究も大変多くなっております。研究資源の効率的活用から見れば、先生御指摘の産学官の共同研究について積極的に推進する

必要があるというのが私の判断でございますが、当庁の研究所による共同研究につきましては、研究所の使命、目的に従って、研究所の創意を生かしつつ創造的な研究成果を生み出すことが肝要との観点から、今後ともその推進に努めてまいり所存でございますが、御指摘のとおり、そのためにはそれぞれ倫理観とか使命感とか、そういうものがしつかりとなくてはならない、こう考えております。先ほど安井議員からのお尋ねにもございまして、官民の間の癒着が生じるとか、かりそめにもそういったようなことがあつてはならないというふうにお考えであるわけでございませう。

○山原委員 研究交流の中でそれぞれの研究者の研究の自由あるいは自主性を尊重すること、これは当然のことだと私は思います。また、研究成果の公開を原則とすること、これも研究交流における重要な原則ではなからうか。また、研究交流とその成果の利用は平和目的に限るということ、研究交流が科学研究各分野の調和ある発展を期して図られるべきものであることなどという、不可欠の原則といふものがあるのではないかと思ひます。ところが、こうした大切な原則がこの法案には欠落している。書かれておりません。何らかの理由があると思ひますけれども、研究交流を促進するための具体的措置の羅列はあつても、原則とか基準といふものがこの法律案にはないのではないかと思ひます。

第一条で「試験研究の効率的推進を図ることを目的とする。」となつておりますけれども、効率的推進を図ることによつて何を實現するのかという突っ込んだ目的規定がありません。これでは、研究交流がまかり間違えどもない方向に利用されるという結果になりかねないものを含んでおると思ひます。どうして私がさきに述べましたような基本原則をこの法案の中に盛り込まなかつたのであろうか、これは私は大変不思議で仕方がないのであります。この点はいかがでしょうか。

○長柄政府委員 この法案は、御案内のとおり、

研究交流を国が進める場合に隘路となつておる点を除去するために必要な法制上の特例措置を盛り込んだものでございまして、先生おっしゃいましたような研究を進めるに当たつての原則、すなわち自由、自主、公開、また平和に限るというふうな原則ないし基準を盛り込むことはなじまないもので、そのようなことを規定してないわけでございませう。これが仮に研究交流促進基本法という基本法的な立法措置も法律的にはあり得ないわけではございませうが、我々としてはさしあつて今やらなければいかぬ隘路となつておる点を除去するというところでございまして、それを法的に手当てをしたというわけでございませう。

○山原委員 なじまないという点ですが、今日の情勢、そしてこの研究交流法案を出してきた背景といふものを見ますと、今まさにこの原則が重要な意味と重みを持つてきておると私は思ふのであります。だからこそ先日からのこの委員会における質疑の中で、その点についての心配の念を表明されておる議員の方はたくさんいらっしゃるわけですね。そのことは本当に大事にしなければならぬと思ひますし、我が国の學術研究を代表する学者の国会と言われる日本學術會議の今までの勧告を見てみますと、例えば昭和三十七年に科学技術基本法の制定についての勧告、五十一年に再び科学技術基本法の制定についての勧告、また五十二年の研究公務員特例法等特別委員会の報告等が出されておるわけでございまして、これらの勧告で諸原則を踏まえることが常に強調されておるわけでございませう。私は、この点は、今この法案が成立するかどうかという審議の行われているさなか、この研究交流にとつて重要な自主あるいは公開、平和に限るという原則は当然うたつていひたいではないか。今局長はそういうことはなじまないといふことをおっしゃいましたが、その点については後で反論をいたしたいと思ひます。この点についておきま。

次に、さらに原則問題について、法案第一条の「目的」の項について伺ひたいと思ひます。

一つは、先ほど御質問がありまして少しダブりますけれども、「人文科学のみに係るものを除く」という点が出ておりました。それなりにこれらに対する御答弁がありました。それによつて自然科学のみ偏重されることにならないかという疑問が出てくるわけでございませう。日本學術會議は例えば昭和三十七年に科学技術基本法の制定を勧告し、また、昭和五十一年にも再び科学技術基本法の制定について勧告をしたということを今申し上げましたが、ここで科学技術の重要な基本原則として人文、社会、自然科学の調和のとれた発展を図るべきことを強調しております。この点から考えますと、真に学問の民主的發展を図る上で研究交流が必要なのは、何も自然科学に限つたものではない。研究交流法をつくる上ではすべての科学を対象とする姿勢は必要だつたのではないかと申すのでございませうが、この点についての人文科学の排除というのはどういふ意味を持つておるのか、伺つておきたいのです。

○河野国務大臣 先生おっしゃるとおり、バランスのとれた研究の促進ということが重要だと私も思ひます。しかし、これは山原議員がよく御存じのとおり、人文科学系は主として大学等における研究の拠点が多いわけでございまして、こうした部分につきましては教育公務員特例法その他文部省関係の法律によりまして、既にカバーされておる部分が多量にあるということをぜひ御理解をいたしたいと思ひます。

○山原委員 この法第四条で、研究集会への参加の問題が出ております。これ自体私はもちろん十分だと思つておりますけれども、例えば人文科学の研究公務員が人文系の学会に参加する、その際は準公務員の扱いにはされないと思ひますが、これはどうなつておるのでしょうか。

○長柄政府委員 ここでは、第一条で人文系のみに係る研究をやつていらつしやうところは除いてあるわけでございませうが、その方たちが職務で研究集会に参加される場合は、出張という扱いにつきましてこの第四条の適用ではございませう。

通常の出張という扱いになるのでございます。

○山原委員 準公務の扱いを受けないということですから、もう一回言いますけれども、人文系の研究公務員が人文系の学会に参加する、その際は準公務の扱いはされないと思いますが、これはちょっと私不安ですが、確かめておきたい。いかがですか。

○長柄政府委員 私、先生の御質問の趣旨を取り間違えているかは存じませんが、人文科学系の研究者というのは大部分が文部省の研究所ないし大学に属していらっしゃる、こういうふうに理解しているのではありません。文部省所管の国立大学及び文部省所管の研究機関、これは人文科学系、自然科学系問わずでございますが、すべて教育公務員特例法第二十二条の規定によりまして同法の二十条が準用されている。ちよつとこれを言いますと、文部省の研究所の人文系の研究者も大学の先生と同じ扱いをされているということでございます。大学の先生につきましては、教育公務員特例法によりまして既に研修の機会というものが第二十条にございまして、研究集会に参加する場合は、いわゆる職務専念義務免除ということで休暇扱いにしないという、第四条と同じ扱いがもう既にできております。そういう意味で、人文科学系の研究者といえども大部分が文部省所管でございますので、その方々はこの第四条と同じ効果を持つ法律が別途あるということでございます。

○山原委員 疑って申しわけないですが、文部省いらつしやつておると思いますが、この点はどうですか。準公務としての扱いを受けない。受けませんか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

ただいま科学技術庁の方から御答弁申し上げたとおりでございます。国立大学の教官につきましても、本法案で措置されます研究集会への参加、外国人任用につきましては、教育公務員特例法等におきまして同様の措置が人文科学も含めまして講じられているところでございます。また、

文部省の人文科学系の研究所の研究者につきましても、教育公務員特例法第二十二条に基づきまして同法の二十条が準用されておりました。研究集会に参加することができ、こういうことになっている次第でございます。

○山原委員 では次に、国立研究機関等研究公務員の自主性を尊重する規定がないということをお聞きしました。研究交流の場合、相互の自主性の尊重は不可欠のものである。例えば大企業など資金力が多くて、それに物を言わせて国の研究機関の自主性を侵す可能性が、大学を含めて、ないとは言えないと思います。その点で、大学の自治を踏まえた交流になるのかどうかの懸念が残るのでございます。やはりこれはどうしても自主性尊重の規定を法案の中に盛り込むべきではないか。今お答えはありましたけれども、あえてもう一回伺いたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○長柄政府委員 大学の自主性の問題につきましては、文部省の方から御答弁いただくのが適当かと思ひますが、私の方の今回の法律では、先ほど申しましたように、研究交流を促進する上での隘路を取り除いて研究交流をしやすくするというだけでございまして、この研究交流をしやすくした制度によつてどういふ交流を行うか、どこで共同研究をやるかというふうなことはそれぞれの大学なりそれぞれの省庁で考えることになることと、この間は何ら関係ない、大学それぞれが自分の判断で交流を進められるべきものというふうにお考えしております。文部省の方はどうお考えか、私の方はこう考えております。

○山原委員 大学の自治との関係で、今の同じ問題、文部省はそういう危険は全く必要のない懸念だというふうにお考えでしょうか。

○佐藤説明員 大学におきます学術研究は、真理探求を目指し自由闊達に展開されるべきものと考へておりました。そういう意味で研究者の自主性を尊重して行われてきております。本法案の運用

に当たりましては、法律には規定はないわけでございますが、私どもとしては、このことにつきましては当然研究者の自主性を尊重して行われるべきものと考えております。

○山原委員 私もそのお答えを信じておきたいのです。ただ、今なじまないからとかいうようなことで、自主性尊重という言葉をいれなくていいんだというお言葉が先ほどあつたわけですが、昨年成立しました、これは通産関係になりますが、基盤技術研究円滑化法ができて、去年この問題で論議が行われたわけですが、その第三十三条ではどう規定しているかということですが、

これは通産省の方へお伺いしたいのですが、この第三十三条にいわゆる「センターの自主性の尊重等」という項目があります。このセンターというのは、私の記憶が間違つていなければ、たしか稲山さんが会長をしておられると思ひますが、その中身は「政府は、センターの事業に關しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。」ということがございまして、こういう機関について、これを設置する場合にやはり自主性の尊重ということが明確に書かれているわけです。去年のことでございますが、今度はこれだけ重要な情勢の中にある。であるにかかわらず、今回の研究交流法にはなじまないということでの自主性という言葉も欠落をするわけでございますが、これはどう説明をされるのでしょうか。これは通産省、おいでになりましたらお答えいただきたいと思ひます。

○高津説明員 お答え申し上げます。議員御指摘のとおり、基盤技術円滑化法の三十三条におきまして「政府は、センターの事業に關しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。」という規定がございまして、このセンターは、そもそも民間の創意を活用いたしまして、民間の力を活用いたしまして基礎あるいは応用段階における研究を推進しよう、こういう趣旨に成るものでございまして、民間の発意によりまして設立されました基盤技術研究促進センターが民間の創意を反映した運営ができるようにという配慮に基づきまして、この自主性の尊重の規定を設けたものでございます。

○山原委員 今の通産省のお答えは、私にはよくわかります。民間の創意の結果ということでのその自主性を尊重する、これは当然のこととございまして、それがこのセンターについては明記されているわけですね。ところが、大学の自治と学問の自由というものが、戦前の教育の苦い経験から、戦後における大学自治の理念であるわけですね。しかも、それが今日の情勢の中で、さらに自治とあるいは研究の自主性とかいうものが重要な内容、重みを持つてきておるときに、これは当たり前のことだからといってそれを法案の中から欠落さすのではなくて、私は法案の中にその尊重の意味を明記することが正しいのではないかとどうしても思ひざるを得ません。当然のことだから書かなくていいんだとおっしゃるならば、なぜ第十條が入つたのか。国際的な条約を我が国が結んで、その条約を守るの当然のことだから、この法案にはそういうことを書かなくていいと一貫しておっしゃるならばわかりませんが、第十條に条約を尊重するということがあつて最後の段階で入つたことと考えると、いささかこの問題については指摘をせざるを得ません。これはやはり自主性の尊重ということを当然入れるべきではないか。

また、文部省としても一番関係が深いという面もあるわけでございます。特に大学の自治、学問の自由というふうなことを考えますと、当然この中には自主性の尊重ということを入れるべきではなかつたのかという疑問を持つてございまして、何の疑問も持たずに、これが欠落したままこの法案に対してオーケーを与えたのでしょうか、伺つておきたいのです。

○長柄政府委員 この法案は特例措置を集めたも

のでございまして、特定の分野の研究を目的とするとか、その研究開発の原則を書くというふうなものはないと申し上げたのでございまして。

なお、第十條でございましてけれども、これは国際研究交流の促進によって条約等を履行する義務を損なわないようにするための規定でございまして、別にこれは国際交流のための原則を書いたものではございまして、国際交流をする際、条約その他国際約束について背馳しないようにという趣旨のものでございまして。そういうことで、第十條は原則というふうには考えておりません。

○山原委員 原則でなくとも、国際間の条約を守るといふことは当然のことではございまして、言うなれば当たり前のことでございまして、あえてここでさらに追い打ちをかけるがごとくの中に入れてくるというところが、今疑問視されている一つの問題でございまして。そのことは時間の関係で指摘をしておいて、次へ行きたいと思っております。

次に、少しこだわらうですけれども、学術会議の勧告では、国際的研究交流については、一つは各国の科学の伝統と自主性を尊重し、かつ対等の立場に立つて行われなければならない、二つ目は公開の原則に基づかなければならないなどの勧告をしております。つまり、自主、対等、公開がこの指導の原則にならなければならない。これを国際研究交流に際して触れていないというものがこの法案ではなからうかと思っております。これもお答えは今おっしゃったようなことと似た結果になると思っておりますが、一応御返事を承りたいのです。

○長柄政府委員 日本学術会議から国際研究交流に関する自主、対等、公開の原則が指摘されているわけではございますが、こういう勧告が出てくることは十分承知しております。これについては、現在関係省庁でいろいろ検討されているところというところでございまして。

なお、当然のことではございますけれども、科学技術会議等で日本全体の科学技術政策を検討する際、この学術会議の勧告のみならず、いろいろなところからいろいろな意見が出ております。そういう

ものを十分考慮して日本全体の科学技術政策が樹立されているということを申し述べておきます。

○山原委員 私は、日本の科学を国際的に代表する機関であり、学者の国会と言われる日本学術会議の勧告というものは、それなりに大きな重みを持つていっていると思っております。ただ、この日本学術会議に対して改組が行われたり、さまざまなことが数年前からありましたから、何となく日本学術会議のさまざまな勧告に対して、これを軽視する風潮があるような気がしてなりません。その意味では、例えば今申し上げました自主、対等、公開というような国際交流に当たっての一番の原則というものが法案の中から欠落したことは非常に残念でございまして。第十條では「配慮事項」として特記をされているわけですから、十條の特記も非常に重大だと思っております。それに比べますとこういう原則についての軽視があるのではないかというのを心配するわけです。

外務省においでくださっておると思いますが、例えば公開の原則について、アメリカの発明秘密一九五一年法の中で、国家安全保障に有害な発明の発表は中止させ得るという規定があると聞きますが、これは事実でしょうか。

○岡本説明員 私どももいたしましては、米国の国内法の詳細につきましては断定的かつ有権的なことを申し上げる立場にはございせん。また、米国内の法律の一々につき、その修正の状況についても正確に承知しているわけではございせん。その点から始め御了承願いたいと思っております。

とりあえず私どもの方で現在手持ちにしております資料を見ました限りは、先生御指摘の一九五一年の発明秘密法という法律は見当たらないで、恐らくは何か別の法律に改正されたかあるいは廃止されたか、必ずしも明らかではございせん。ただ一般的に申し上げて、米国においては国家安全保障上その公表が有害と認められる特許の出願については、この出願に係る発明は秘密に保

持されることとなっております。承知しております。

○山原委員 かつてレーザウラン濃縮技術の発表がアメリカによつて抑えられたことがございまして、我が国はそういう経験を持つておるわけですが、共同研究をして成果が出た場合、例えばS D I推進に貴重だということ、この成果が公にされることと国家安全の關係からまずいというケースも出てくる可能性を持つております。今までの経過から見まして、今私が申し上げました一九五一年法の存在についてはおわかりにならないということではございまして、それはそれとしておきまして、そういうことがございまして、そうなりますと、公開の原則は明確にしておかないとさまざまな形で研究の自由が侵されるのではないかと、思います。

○岡本説明員 S D I研究計画との関連に限って申し上げますが、私どももいたしましては、現在S D I研究計画というものはそもそもどういふものなのかということも勉強している最中でございまして、我が国が仮に参加するとした場合に、米側からどのような秘密保護の要求が出てくるか、あるいは米国内の法制に従つてどのような措置を我が方がとらなければならぬのかといったようなことは、まだつまびらかにしておりません。ただ、私どもは現在S D Iにつきましてはあらゆる角度から検討中ということしか申し上げられない段階にあるわけではございまして。

○山原委員 昨日、これは四月十四日付の毎日新聞であります。米国防次官補のパール氏がこういうふうな発言をされていることが報道されております。S D Iに関連して、ソ連へ技術が流れないよう日本に法的規制を見直す必要があると述べられて、秘密保護法制定を促しているという状態があるわけですね。これは結局、先ほど言いました一九五一年法の存在は別にしまして、秘密を漏らすな、守れという趣旨には変わりはないと私は思います。そうなるまいかと、これが研究の自由及び研究成果の発表の自由を侵す危険が強く

なってくるわけではございまして、だから公開の原則というものは、こういう法律をつくる場合には不可欠のものだと思うのでございまして。大変執拗なようではございましてけれども、私は公開の原則というのは研究交流の場合にはぜひ必要なものだと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○岡本説明員 先生御指摘の新聞に報道されておりますのは、我が国におきまして民間団体の主催のセミナーであると承知いたしましたけれども、そこでパール国防次官補が発言をして、「日本は法的規制を見直してソ連へ技術が流れないようにする必要がある」と述べたという報道は私どもも承知しております。今そのテキストを私どもも取り寄せておりますところで、現段階でパール国防次官補がどのような意図でその発言をしたのか、正確にお答えすることはできません。

米側は種々の機会に、パール国防次官補も含めてワインバーガー国防長官等は、秘密保護の措置が日本として必要である、あるいは必要でないといったような発言をしております。これは報道で我々承知しておりますわけではございまして、具体的に我が国は日本の参加を前提とした話し合いをまだ米国と始めているわけではございせん。したがって、繰り返し繰り返し御答弁で恐縮でございまして、私どもとしてはS D Iに関する限りは、先生御指摘の面が我が国としてどのような対応をとらなければならぬのか、そこについてはまだお答え申し上げる段階にはないわけではございまして。

○山原委員 今までは、これはワインバーガーの発言もあるわけではございまして、ワインバーガーの場合は、ソ連に秘密が漏れることがなければ新しい法体系は必要ないというようにも言っているようですね。けれども、とにかく秘密を漏らすというところは始終言っているわけではございまして。ところがまた、最近ソ連に漏れるというように言いはなく、アメリカ自身自身の利益を守る上でも、先端的な技術情報の流出を抑制しようとする動きが顕著になっているというのが今日の

情勢ではないかと思ひます。これは内田盛也さんの「工業所有権による国際技術戦略」という本にこの言葉が出てゐるわけでございまして、米政府としては情報を極力抑えようとしてゐるというものが今日の姿ではないかと思ひます。これに對しては、アメリカの科学アカデミーが一定の反論をいまして、そういう論文も発表してゐるわけでございますが、ともかく公開の原則というのは、こういう情勢の中から見しても大変重要な中身を持つてゐると思ひます。

特にここで申し上げたいのは、公開の原則は研究者に發表の自由や相互の自主的な交流を保証し、科学技術の発展を可能にする、また、国民の前に公にすることによって成果の乱用を防止するという機能もあわせ持つてゐるというふうなことを考へてございまして、この公開問題というものは、平和利用の原則などとともに科学技術の健全な発展にとって不可欠のものであると私は考へております。この点は、関係する省庁、特に科学技術庁としては明確な態度をとり続けていたいただきたいことを御要請を申し上げたいと思ひます。次に、平和利用の原則についてお伺ひをしたいと思います。

本法案に研究交流とその成果の利用は平和の目的に限るとの規定が入らないことについて、しばしばお答えがありました。それは、特定の分野の研究交流を促進することを意圖したものではないというのが一つの理由であつたと思ひますが、これは間違ひないでしょうか。

○長柄政府委員 そのとおりでございます。

○山原委員 特定の分野の研究交流を推進するものではないとおつしやるわけですが、そのことは特定の分野の、例えば軍事部門にわたる研究交流を排除するものでもないということにならないのでしょうか。

○長柄政府委員 本法案は国の各省庁がやっております研究開発を交流によって効率化しようというものをねらつてゐるものでございまして、各省庁のおやりになつております研究開発ないし研究

者を対象にしてゐるものでございまして。

○山原委員 もう一つの理由は、本法案は国と国以外の者との間の交流を促進するためのもので、国の機関相互間、例えば防衛庁と他の一般の研究機関との交流を規定してはゐない、そういう手当てはしてゐないというのが一つの理由であつたように思ひますが、確認をしたいのです。それも一つの理由でしょうか。

○長柄政府委員 国と国以外の者との間の交流の促進をねらつてゐるということにいたしましたのは、国の機関同士につきましても法制上特に隘路があるというわけではございませんで、法律上は現在でも研究交流するのには特に支障になるようなことはなないというところで、国の機関間の交流については特に規定してゐないわけでございます。

○山原委員 もう一つの理由は、今もちよつとおつしやいましたが、おのおのの国の研究機関は各省庁設置法によりその研究目的が規定されてゐるので、その枠を超えた研究が、これは長官は、やみくもになされることはないやみくもに言葉はなかなかいい言葉ですね。やみくもになされることはないとおつしやつたわけですか。

そこでお伺ひしたいわけですが、「国以外の者」という場合、我が国の民間企業などだけでなく、外国の政府機関や民間団体も含まれるはずでございまして、そうであるならば、例えばアメリカの国防総省と我が国の国立研究所や国立大学との研究交流も本法案の対象内に入つてくると思はれるのでございまして、この点はどうかでしょうか。

○長柄政府委員 本法案の「国以外の者」といふのは、外国政府、外国の団体等が含まれております。ただ、この法律の規定によりまして国際的な交流を進められますのは、それぞれの省庁でございまして、国防総省と研究をされるかどうかということはそのそれぞれの省庁の判断されるところでございまして、いづれにしても国際交流をやりまします場合は、日本側にとつて非常にメリットがあり、かつ、それぞれの省庁なり研究所の設置目的に沿つてゐるかどうかということを考えた上で判

断されるものと考えておりまして、私ももとしましては、外国のどの機関はいいとかどの機関は悪いということは今考へておりません。どの機関でもこの法律の上では理論上はできますが、実際にはそれぞれの省庁が判断されることとございまして。

○山原委員 各研究所は、各省庁設置法の任務規定で研究目的などが定められてゐるので、その枠を超えた研究がやられることはないというお答えでございまして。長官もこの前の私の質問に對してそういうふうにお答えになつたわけですね。

そこでお聞きしたいのですが、科学技術庁設置法の第三条「任務」で、「科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術に関する行政を総合的に推進することとその主たる任務とする」という規定があるものでございまして。それが歯どめになつてゐる、それが枠だ、だからやみくもにやることはないのだとおつしやるわけですが、第三条はこれだけの規定なんですね。この規定からしますと、軍事にわたる研究はできないのかでございまして、また、米国防総省との研究交流はできないと理解していいのか、この点は明確なお答えをいただきたいのであります。

○矢橋政府委員 科学技術庁設置法の第三条にただいま先生が申されましたような規定があることは、そのとおりでございまして。そして、その条項の解釈でございまして、私も、私もといたしましては、いわゆる防衛技術なり軍事技術といったものの研究開発の推進に当庁は当たるものではないという意味であると解釈をいたしております。

○山原委員 この点、官房長がお答えになられましたね。私はそのお答えはわかりませんが、これはあえて長官にお伺ひしたいのでございまして。第三条の科学技術庁の任務、この規定からすると軍事にわたる研究はしない、または米国防総省との研究交流はできないと理解をすべきだと私は思ふのでございまして、長官、この点についてはぜひはっきりしたお答えをいただきたいのであります。

○矢橋政府委員 ただいま申し上げましたことを若干補足いたしますと、ただいま私が申し上げましたのは、いわゆる防衛技術そのものの研究開発はできないということとございまして。裏を返して申しますと、民生用の技術ないしは汎用技術について当庁は研究開発を推進するというところでございまして。したがひまして、例えば他との共同研究の場合でも、汎用研究あるいは民生用研究については共同研究が行へる場合があり得るということとございまして。防衛技術の研究そのものについてのことをごらんと申し上げた次第でございまして。

○山原委員 その汎用技術というところで、少しもやもやが出てくるわけですね。そのことについては後で触れますが、私はこのところ長官にぜひ明確な立場を貫いていただきたいと思ひますので、お答えをいただきたいのです。

○河野国務大臣 設置法に書かれてありますとおり、「科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術に関する行政を総合的に推進することとその主たる任務」といたしておりますから、いわゆる防衛技術の研究開発の推進に当たるものではないし、また、それは設置法上い得ないものというのを申し上げたい。

○山原委員 通産省にお伺ひします。

通産省設置法第三条は、いわば通産省の業務内容を羅列してゐる感じがございまして、この任務規定からいって軍事にわたる研究はできないと理解していいのでしょうか。また、具体的には米国防総省との研究交流は排除されると考へてよろしいでしょうか。

○萩原説明員 御説明いたします。

通産省は工業技術院の傘下に十六の試験研究所を有してございまして、工業技術院設置法に基づきまして、鉱工業に関する試験研究、地質の調査、計量の標準の設定等を行うことになつてゐるところでございまして。御指摘の通産省設置法第三条の中にそのかは忘れましたが、工業技術院設置法に基づく業務が入つてゐるところがございまして。

○山原委員 文部省について確かめたいのです

が、学校教育法第五十二条に定められている大学の目的規定からいって、大学の場合はどうでしょう。五十二条は大学は学術研究の中心であるということが書かれてありますが、この規定から申し上げまして、今のような質問にどうお答えになるでしょうか。

○西澤説明員 先生御指摘のとおり、大学の教授等の職務内容は学校教育法に規定されているところでございます。学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。大学におきまして学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事することとを職務としているわけでございますけれども、このような学術の中心としての大学においては、人文科学、社会科学、自然科学の全分野にわたります研究を研究者の主体性のもとに創造的に展開いたしますとともに、これとすぐれた人材の養成とを一体不可分のものとして推進することにその使命、特色があるものでございます。また、その研究の成果は広く社会に公開し、その発展に貢献すべきものでありますので、このような大学におきます学術研究の目的、使命、特色等にかんがみましますと、大学におきます研究者が軍事研究を行うことについては到底考えられないわけでございます。

なお、国立大学において防衛庁との間で共同研究が行われた例は、これまでないというふうに承知しているところでございます。

○山原委員 なぜ各省をお呼びしてこういうことをお聞きしたかといいますと、米国防総省がSDIなど新たな軍事戦略システムを開発する上で日本の高度な汎用技術に注目し、軍事転用をねらっていると思われる節がございます。米国防総省から委員会への報告では、日本が開発している技術で軍事に転用できる技術分野として、十六分野の技術項目が具体的に示されております。この技術分野は、日本の民間企業だけでなく、国の研究機関や大学でも重点的に研究開発が推進されており

ます、いわゆる汎用技術分野でございます。

それで先日、通産省、科学技術庁、文部省、郵政省、防衛庁、農林水産省、六省庁から、この十六分野の技術項目について研究開発を行っている研究機関のリストを提出していただきました。これを一覧表にすると、委員長の許可を得て今お配りしましたこの資料でございます。ここにきょうは科学技術庁のほかには通産省、文部省しかお呼びしていません。外務省はらっしゃってござりますが、これに関係ありますか。三省庁の所管について間違いないかどうか。この資料をこちらにないでまして、科学技術庁、通産省、文部省、この資料で間違いないでしょうか、先に確認しておきたいと思ひます。

○須田説明員 私どもの資料と同じでございます。○荻布説明員 通産省の分につきましては間違ひございません。

○山原委員 文部省は関係が多いですからちよつと時間がかかるようですが、恐らく間違ひないと思ひます。というのは、皆さんの方からいただいたものを整理しただけでございますので。

このアメリカが関心を寄せている汎用技術に対する軍事転用の十六項目のうち、これを見ましても、一つだけ、平板型表示装置の項に日本側の研究開発は出ておりません。これを除く十五分野の研究開発が進められているわけですね。それはもちろん軍事研究ではありません。それぞれの性格を持った研究機関として研究をされておられるわけ、それがこういうふうにいえば軍事転用の汎用技術として、率直に言つてねらわれているわけですね。

しかも、この課題の多くについて、政府はこれを最重点課題として推進しようとしたとしております。三月二十八日に閣議決定されました科学技術政策大綱では研究開発の重点化が打ち出されましたが、この十六項目のほとんどは、これは科学技術庁に確認したいのですけれども、物質・材料系科学技術、情報・電子系科学技術、宇宙科学技術にまとめられるものだと思いますが、科学技術政

策大綱では「新しい発展が期待される基礎的・先導的科学研究の推進」として最重点で振興を図る分野となつておると思ひます。この点は間違ひないでしょうか。

○須田説明員 科学技術会議の第十一号答申に言われているの言葉、テーマの名前は若干違つておりますけれども、この趣旨は大体そういう趣旨と考えてよろしいと思ひます。

○山原委員 こういう体制になつていの中で我が国がSDI研究協力に参加するなどということになりますと、米国の強い要請によつて、こうした国の研究機関で研究開発されている高度汎用技術がSDI研究開発のために転用されることになりはしないかという懸念が出てくることは当然でございます。しかも、あえて第十条によつてこれが特記されているわけでございます。条約上の配慮事項が書かれておりますから、そうなりますと、こういうアメリカ側が指名した十六項目、そのうちの大半が国立研究所あるいは大学で研究され、しかも、それが国の重要課題として指定をされている。それとつながりが、もしSDI研究に参加するということになれば密着をしていく可能性があるのでございませう。私は、この点を非常に危惧をいたしております。

先ほどどなたがおつしやつたように、軍事研究はしないんだ、しかし汎用技術に対しての問題については別の問題として、汎用技術というのは御承知のように軍事と民生と両面を持つていから汎用技術というわけですから、その点から考えますと、何となくお答えにはなる、軍事技術の面は研究しないとおつしやるのだけれども、汎用技術の面からここが侵食をされていって、いわゆる軍事的研究に巻き込まれていく可能性が十分にあるというふうな認識をせざるを得ないのでございませうが、これにはどのようなお考えを持っておりますか。

○長柄政府委員 SDI問題につきましては、先ほどから何回も答弁がございましたように、現在政府部内においてその対応ぶりを慎重に検討して

いるということでございますので、これについてのコメントは差し控えたいと思ひます。

ただ、十条との関係でございますけれども、十条は、国の対外的に約束してあります条約その他国際約束の義務についての特別な配慮でございます。ただ、先生のおつしやつていっている意味は対米武器技術供与と取り決めに付いてのことではないかと思ひます。でございますけれども、対米武器技術供与の取り決めに、我が国から米国に対して武器技術を移転する場合の枠組みを定めていだけでございまして、対米供与を義務づけているものではないというふう聞いております。そういう意味で、今回のこの法律がござまして第十条が入つたといひまして、この対米武器技術供与に何ら変更を及ぼすものでない、全く無関係のものであるというふうな考えをしております。

○山原委員 今SDI研究への理解、さらにはもう少し突っ込んだ立場を中曽根首相がとつておられることは、今度の訪米によつても次第に明らかになりつたと思います。そしていよいよ第三次の調査団、官民合同の調査団ですが、これを派遣をしまして、この報告書ができる。サミットがある。この段階でSDIに対する研究参加の問題が出ないという保証は全くありません。そうなつてきましますと、今私どもが、ここでやりとりをしてい各議員の皆さんが、平和目的に限るという問題で心配をされていることが急速に崩壊をするか、動き始める可能性を持つていられるわけです。この点について、第三次SDI調査の報告書が近くまとまられると言われておりますが、調査結果の概要はどういうものか。四月十一日の毎日新聞の記事によりますと、SDI研究を評価することを基調とした外務省見解を明らかにしたと報道されておりますが、外務省、そういうことがございませうか。

○岡本説明員 御指摘の新聞記事の内容につきましては、これはSDIの調査団の調査結果とは全く関係がございません。その記事の根拠につきましては私も存じておりませんけれども、いずれ

去る三月二十五日のこの委員会で、私はこの点

今、第三次調査団を派遣して実態把握に努めているところだということで、明確な御答弁をなかないただけなわけでございますけれども、科
学技術庁も参加した第三次調査が終わった段階で

○山原委員 皆さんもお聞きくださいましたよう

に、けさからの審議の中でも出ておったわけでございしますが、この法案と、そして今まさにその結論あるいは第三次調査の報告のまとめが出ようと、そのまとめに基づいて政府そのものがSDIについての参加をするかどうかという決定をされようとする、まさに直前に我々はおるわけですね。率直に言うと、この法案を採決する前にその辺のことが明らかになっていないと、最初に申し上げましたように、この法案がどちらへ向かって進んでいくかわからない側面があるわけです。私がかここで幾ら質問を申し上げても、今結論の出していない段階あるいは調査団の報告のまとめができていない段階で、これ以上のお答えは皆さんはできないわけです。できないが、数日後には、あるいは一月月とたたないうちには、SDIに対して、中曽根さんの今の動きから見ますと恐らく参加の方向に向くのではなからうか。そういうふうなことを考えますと、今まで国会の決議その他あります、何しろ唯一の被爆民族を代表する国会でございしますから。そういう意味で、この法案の重要性がそれとの絡みで出ておるということは否

以上、この問題についての質問はおきまして、

この点で、今回は任命権者が任命する点で異な
ってまいりまして、例えばアメリカの国防総省の
軍事研究に携わる研究者が任用されることも排除
されないことになるわけでございます。これは余
りにも心配のし過ぎだとおっしゃるかもしれません
が、法案の審議の上では明らかにしておく必要
があると思います。この点、この法案によつてそ
ういうことは排除されないと考えてよろしいでし

○長柄政府委員 外国人の公務員への任用につきましては明文で禁止されているわけではございませんが、この点につきましては当然の法理というのが従来からあるという見解でございます。これは、公権力の行使または国家意思の形成に参画す

る官職に外国人は任用できないという考え方でございます。この原則の特例といたしましてございますのが国立大学、公立大学の教授、助教授等でございます。これらは教授、助教授等は公権力の行使等の度合いが低いということで外国人任用の道が開かれたわけでございます。国立研究所の研究部長、研究室長等につきましても、公権力の行使、国家意思の形成に参画する度合いは国立大学の教授等と同様ないし以下であるということで、今回の法律にそれを明記したわけでございます。

ただ、防衛庁の職員につきましては、自衛隊員という特殊な身分をお持ちになっておりますので、本条の対象から除いたものでございます。

○山原委員　今答えになりましたように、防衛庁は一般研究機関と同列には論じられない存在であることは明らかですね。だからその点から申し上げますと、第二条で防衛庁を入れた定義、これは国立研究機関等研究公務員との関係は全く矛盾はないとお考えでしょうか。

○長柄政府委員　第二条の定義で防衛庁の研究所で働いていらっしゃる研究者の方を対象にしているわけでございますが、第三条ではそれを適

げますが、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」という規定がございす。この条項のとおり、国の財産の管理、処分は原則として適正な対価を得ることが必要となっております。

ただこの法律の条項の冒頭ございましたように、「法律に基く場合を除く外」となっております。法律で別段の定めのある場合は別扱い、こういうことになっております。したがって、この法案の第六条の措置も、この財政法で言う別段の措置に該当するものでございまして、財政法に違反するものではございません。

○山原委員 臨調答申では、いわゆる委託研究にかかわる特許権等の取り扱いについては改善を図れというふうなことを書いておられるわけですが、受託については特に言っていないと思ひますが、行革審ではこれは言っているかどうかとちよつとわかりませんが、臨調の場合は答申には出ておりません。受託について特に言っていないのですが、これはどうなっていますか。

○長柄政府委員 行革審答申では、「共同の研究開発の成果である特許権等については、相手方の負担割合云々」と言っております。それでこの「共同の研究開発」という意味は、行革審答申のその少し前にございすけれども、「共同研究、委託研究、受託研究等の契約に基づき、国が研究組合、民間企業等と共同して進める研究(以下、「共同の研究開発」という。))」こう言っております。委託研究、共同研究、受託研究を含むものでございす。

○山原委員 ここで、とにかく委託の場合でも受託の場合でも国の財産が特定の企業に渡るといふことでございまして、国有特許の運用の基本原則、非差別、非独占の実施許諾だといふふうに思ひます。その点で考えますと、委託の場合も受託の場合も、権限を渡すことはこの権限を崩すことになりはしないかと思ひますが、特許庁において

なっております。この点について説明をさせていただきます。

○長柄政府委員 今回の法案では、委託研究の場合の権利の帰属については何ら述べておりません。というところは従来どおりでございまして、国がお金を負担し、その成果である特許権は国に帰属するといふことについては何ら変更ございせん。ただ、委託研究の場合につきましてはその研究開発の資金は民間企業が負担されているといふことから、成果の一部を民間企業に譲渡するものでございまして、これも全部譲渡するわけではございませんで、公益性の観点から国が残り部分を残し、そしてそれを国民に広く一般に使っていただくというふうなことを考えているわけでございます。

また、国有特許の運用の従来からの基本原則でございす非差別、非独占といふこの原則につきましては、これは国有特許のライセンスの、実施許諾の原則でございまして、本法案で受託研究の場合の権利につきましての所屬を変更しているわけではございませんけれども、これと実施許諾の原則とは全く関係ないことでございす。現在まで政府の持つております国有特許等につきましては、非独占、非差別という原則が貫かれてきております。

○山原委員 第七条、第八条の国際共同研究の規定、特に第八条についてお聞きしたいのですが、いわゆる損害賠償の問題でございす。過失で破壊されたり、また人が災害を受けた場合など、請求権をお互いに放棄しようといふものでございす。そして、第八条第二号で防衛庁職員の災害補償も含めておられます。このことは国際共同研究に防衛庁が参加することを前提とした規定だと思ひますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○長柄政府委員 この法案は、いずれの省庁であらうと国が行います研究開発すべてを対象としておられるわけではございません。それで、研究者の方々の公務上の災害に關しましては、一般職につきまし

ては国家公務員災害補償法でやられているわけではございますが、防衛庁の研究者につきましては、これが防衛庁職員給与法で準用されているといふことで「防衛庁職員給与法」という表現が出ておられるわけではございません。

○山原委員 第一号で、国際共同研究の「活動により生じた国有の施設、設備、機械器具及び資材の滅失又は損傷に關する外国等に対する国の損害賠償の請求権」を放棄するといふことでございす。これは軍事的な共同研究の場合に一番起こり得るケースではないかと思ひます。予想されることでございまして、明確にはお答えにならないかもしれませんが、一番適用されるのがいわゆる軍事的な共同研究ではないかと思ひますが、これはどのようにお考えでしょうか。

○吉村説明員 こういった損害賠償の請求権の放棄につきましては、欧米で共同研究をやりますときに通常行われるものでございまして、私どもとして特定分野を念頭に置いてこういった規定を設けるということではございせん。そういった共同研究がありまされるときに日本の国の研究機関が参加できるようにしたいという趣旨でこういう規定を設けているものでございす。

○山原委員 それでは、この法案が行革審答申の立法化の提起を受けて、そこに盛り込まれた内容で法律上の手当てが必要なるものを盛り込んで、こういう形式になっているわけですね。ところが、損害賠償放棄というのは行革審の指摘にもなかつたものでございす。どうしてここへ入ってきたのでございすか、御説明をいただきたい。

○長柄政府委員 本件につきましては、行革審答申には何ら触れられておりません。ただ、科学技術庁がいろいろ外国政府と国際共同研究をしようとする場合に、この条項がないためにその協力に参加できないといふような事態が過去にございした。そういうことで、今後国際共同研究を推進するに当たりましてこの条項を入れたものでございす。

日本は今予備計画で本格的な参加はしておりませんが、日本が参加する場合にNASAは損害賠償の相互放棄を要求していると聞きますが、そういうことを想定してこの条項が、行革審にはないにもかかわらず入ってきたのではないのでしょうか。

○長柄政府委員 NASAのたゞいま先生のおっしゃいましたプロジェクトについても、損害賠償請求権を相互に放棄するといふ条項が入っております。この条項につきましては、カナダ、ヨーロッパ諸国もそのようなルールでいいといふことを言っております。それで、日本には財政法がございまして、損害賠償請求権を放棄するといふことは現在の法律ではできません。そういうことで、日本が参加する場合にはこの条項が必要でございす。

○山原委員 次に、第九条の国有施設を安く民間に使用させることができるという問題でございす。この条項からいいますと、場合によつては国の研究機関の計画、運営に支障を来すようなことは起こり得ないとお考えでしょうか。

○長柄政府委員 国有の研究施設はそれぞれの使用目的があつてつくられたものでございまして、まずそれが優先するわけではございす。そして、それが優先し、時間があいたときに外部の方に御利用願うといふふうなことを考えております。

○山原委員 それならば、国有施設は優先的に使われているわけですから、そういう規定を挿入してはどうなのか。支障のない限りにおいてそういうことが許されるといふふうな条項があつてもおかしくはありませんし、むしろそれは明確にしておいた方がよいと思ひますが、そのようにはお考えになりませんでしたか。

○長柄政府委員 国有財産法の第十八条第三項に、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができ。」このいふような規定がございまして、国有の研究施設につきましても、その使用の目的を妨げない限度において他への使用を許諾できるといふのが原則になっておりますので、その旨の規

定はこの法律には書かなかったわけでございます。

○山原委員 例えば研究会への参加の場合、これは公務員の場合ですが、「研究業務の運営に支障がない限り」と法律上の規定を挿入しておりますね。そういう意味では、なじまないものではなくて、やはり国の研究機関の運営あるいは計画を保障するために、これは入れてもいいのではないかと思います。もう一度伺いたいのです。どうでしょうか。

○吉村説明員 第九条は、国有施設を使用させます場合に、時価よりもその対価を低く定めることができるという特例を定めているものでございまして、国有施設を使用させる根拠は国有財産法にございまして、したがって、支障のない場合に限りといった趣旨は、その国有財産法に書くのが適当であるという理解で入れてないわけでございます。

○山原委員 例えば文部省の高エネを使う場合など、どの程度に安くなるのか、そのような計算は既に行われているのでしょうか。

○佐藤説明員 お答えいたします。

まだどの程度に安く価格を定めるかということについては、なお今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○山原委員 ちょうど時間になりましたので、私は、一番重要な第十条の問題についてはこれから時間をかけてお伺いしようと思っておりますけれども、本日時間にもなりましたし、遅くもなっておりますので、これでおきたいと思いますが、委員長、率直に言いますと、私は、この法案につきましても各党とも法案の見方は違うと思いますけれども、例えば連合審査とか参考人とかいうことを要求してまいりました。ただ事態の動きについて、それと全く無関係に考えているわけではありませんが、またそのような要請がありましたらならば、そういうことも御配慮いただきたいということと同時に、なお一部質問が残っておりますので、この点についての御配慮を御要請申し上げます。

して、私の質問を終わります。

○大久保委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、研究交流促進法案審査のため、四月十七日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る十七日木曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十五分散会

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K